

2027 年 4 月入学者用の入学案内・募集要項です。

データファイルでは「志望動機書」「小論文」は省略しています。

冊子をご希望の方は、

以下、URL から資料を請求してください。

<https://form.e-v-o.jp/media/jcsw/standard/step1>

2027 入学案内・募集要項

日本社会事業大学通信教育科 社会福祉士 養成課程

一般養成課程 1年6ヶ月
短期養成課程 9ヶ月



目次

課程紹介

社会福祉士とは / 社会福祉士資格の取得ルート	1
7つの魅力	2
課程主任	4
指導教員	5
修了生からのメッセージ	10
日本社会事業大学でのキャリアアップ	11
社会福祉士一般養成課程（学習内容・スクーリングの日程・学費 等）	12
ソーシャルワーク実習（相談援助業務の経験がない方が履修） 一般養成課程	16
実習施設	18
社会福祉士短期養成課程（学習内容・スクーリングの日程・学費 等）	24
経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン	27

入試情報

社会福祉士一般養成課程 / 社会福祉士短期養成課程 募集要項	28
社会福祉士一般養成課程 / 社会福祉士短期養成課程 出願書類一覧	30
出願方法	35
コード一覧（都道府県／職種名／勤務先種別）	38
指定施設における相談援助業務の範囲	40
出願書類 記入例	54

出願書類 ※ 出願に必要な書類のみミシン目に沿って切り取って使用すること。

2027年度 社会福祉士(一般／短期)養成課程入学申込書

志望動機書

小論文

推薦書

実務経験証明書(兼 実務経験見込証明書)

基礎科目履修(見込)証明書

実習生個人票

実習配属調査票

封筒貼付用シート

学習・授業に関する Q&A

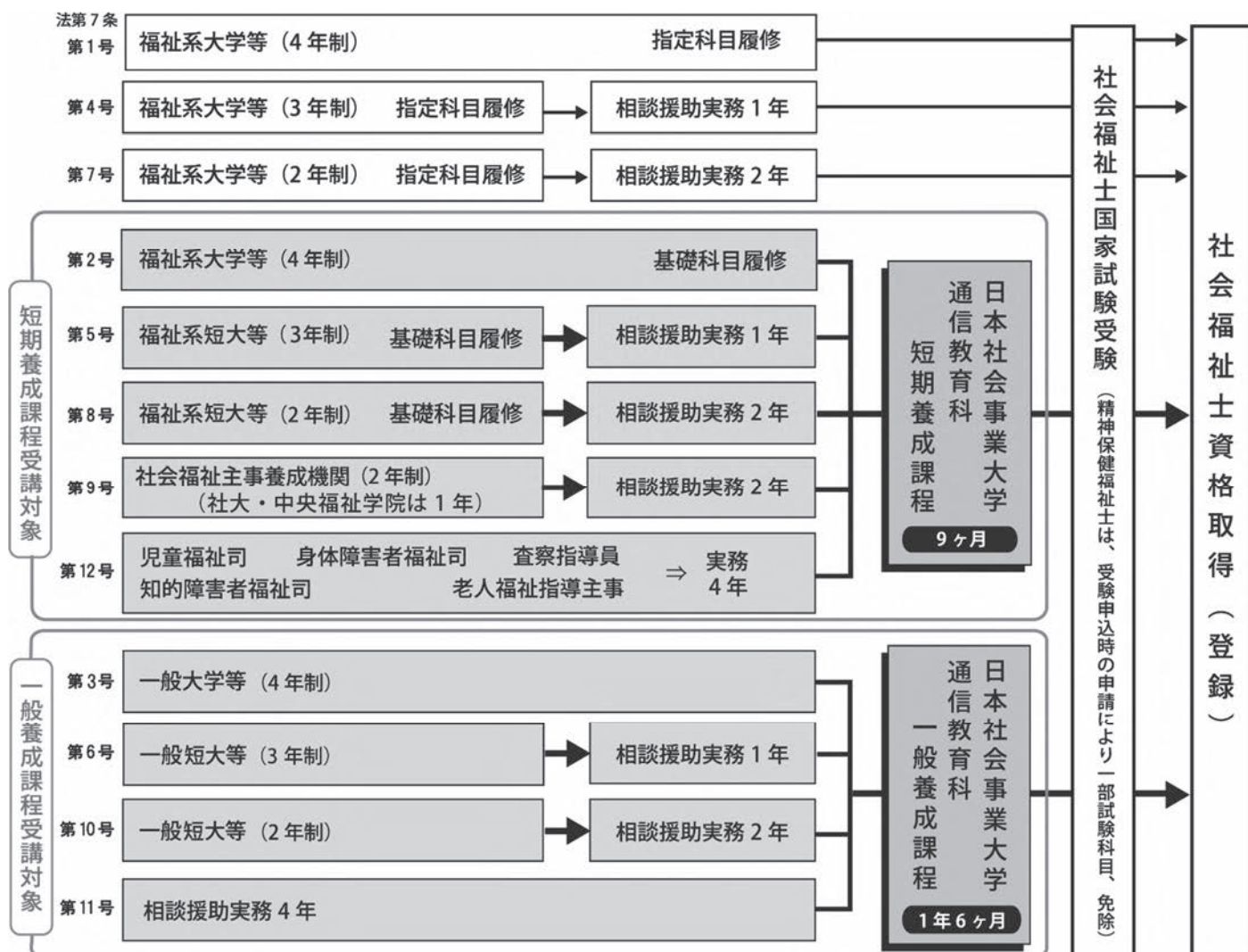
社会福祉士とは

社会福祉士とは、福祉分野における国家資格として、1987年制定の「社会福祉士及び介護福祉士法」で誕生した社会福祉の専門家です。近年はニーズの高度化・多様化が進み、教育、医療、司法、行政など、福祉だけにとどまらず、多様な職場で社会福祉士が持っている知識や技術が求められています。

社会福祉士は一度取得できれば生涯有効です。最近ではソーシャルワーカー採用の必要条件とされることが多くなっています。

社会福祉士資格の取得ルート

本課程の場合、**一般養成課程(1年6ヶ月)**と**短期養成課程(9ヶ月)**がございます。下記の図からご自身の経歴に当てはめて、どの課程の受講対象となるのか確認しましょう。



指定科目履修 とは、社会福祉士の指定科目をすべて履修し修了すること。

基礎科目履修 とは、社会福祉士の基礎科目をすべて履修し修了すること。

相談援助実務 については、40～52 ページの指定施設における相談援助業務の範囲をご確認ください。

ご不明点がございましたら日本社会事業大学通信教育科にお電話でお問い合わせください。

7つの魅力



全国平均を上回る国家試験合格率・修了率

本課程の魅力はなんといっても全国トップクラスの国家試験合格率、そして修了率の高さです。

社会福祉士一般養成課程 2025年度国家試験合格率 **84.7%** 2024年度修了率 **92.3%**

社会福祉士短期養成課程 2025年度修了率 **100%**

例年、全国平均の約2倍の合格率を誇っています(一般養成課程・新卒)。 ※ 2025年度 全国合格率 60.7%
修了後も国家試験合格に向けてサポートを行っています。

土日祝日を活用したスクーリング日程

土・日・祝日を利用したスクーリング日程で職場への負担を軽減できます。本学通信教育科では、対面によるスクーリングを実施しています。本学では、現在に至るまでの長きに渡る養成教育の経験から、対面によるコミュニケーションを通じて学ぶことが大切であると考えています。スクーリングによって教員と学生、学生同志がお互いに顔を合わせ、意見を交わしながら学びを深めて行くという経験を重視しているからです。対人援助職であるソーシャルワーカーの養成教育には、実際にさまざまな他者とかかわり、そのかかわりを省察する過程が欠かせないと考えます。

日本社会事業大学の教授陣・現場経験のある講師陣による充実した教育

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「ソーシャルワーク演習マニュアル」「ソーシャルワーク実習マニュアル」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面でのスクーリングを行います。

自宅学習による通信教育は、指定規則に定められた科目ごとの学習設定学期にレポート提出をしていただきます。学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。

大学が運営する通信教育科のキャリア支援

本課程では通信教育科の学生にも学部・大学院・社会事業研究所等が実施している様々な学びの場をご案内しています。特に、専門職大学院の講義を聴講できる「専門職大学院連携オプション講座」は人気です。本課程を修了後は、社会福祉士を取得した後に精神保健福祉士にチャレンジしたり、専門職大学院や研究科大学院にチャレンジしたりする方もいます。(11ページ参照)

また、キャリアアドバイザーを配置、希望者はキャリア支援セミナーを受講することができます(一部有料 ※)。

◇ キャリアアドバイザー：岩崎 玲子 氏(社会福祉士一般養成課程 2016年度修了)

株式会社 For SDGs 代表取締役

中小企業診断士/社会福祉士/日本キャリア開発協会認定キャリア開発アドバイザー

大手企業に入社後、30代半ばに企業研修を行う社内ベンチャーを設立。講師・コンサルタントとして顧客企業の社員教育、組織改革を支援。一方本学で学び、母親が特別支援学校の教員だったことに影響を受け、50歳を過ぎて社会福祉士資格を取得。2022年4月に独立し企業研修を行いながら、多様な人々が共生する地域づくりを目指し、市民のためのキャリアセミナーに注力している。著書:『リーダーのためのモチベーション・マネジメント』



※ 2026年度実績

専門実践教育訓練給付制度等の経済的サポート

本課程では学びたいという学生の経済的な負担を軽減する制度や提携ローンをご案内しています。

教育訓練給付制度： 本課程は厚生労働省からの専門実践教育訓練給付制度の対象講座に指定されています。

修学資金貸付制度： 修了後、各都道府県の社会福祉施設において、社会福祉士として相談援助業務等に5年間従事した場合、貸付金について返還免除を受けることができます(給付条件あり)。

提携教育ローン： 他の教育ローンに比したメリット ①手数料率が優遇 ②WEB申込可能 ③多様な返済方法

大学の附属図書館の利用が可能

社会福祉の専門図書を多数所蔵していることで有名な本学附属図書館を受講生は利用することができます。

遠方の方はOPAC(Online Public Access Catalog)を利用して自宅から蔵書を検索し、郵送で図書を借りることができます。戦前の貴重な図書・資料とともに、戦後の社会福祉の重要な図書・資料も豊富に所蔵しており、現在の蔵書数は26万点にも達しています。スクーリングの際に利用したり、レポートの作成時に利用したりする受講生が多くいらっしゃいますので、是非利用してください。

全国に広がる卒業生のネットワーク

通信教育科の学生も日本社会事業大学同窓会へ入会することができます。

本学同窓会は、戦前の中央社会事業協会研究生を出発点として、日本社会事業学校研究科・専修科、専門学校、短期大学、学部の卒業生、通信教育科の修了生で組織されており、同窓会や大学の歩み、会員の活動などの情報発信や学生支援などに取り組んでいます。同窓会に入会することで、全国各地で活躍する2万2千人を超える本学同窓生とのネットワークに繋がり、情報交換や交流を深めることができます。

課程主任

社会福祉士一般養成課程 佐竹 要平



本課程は日本社会事業大学が培った、経験豊富な教授陣による教育内容や、国家試験に向けての手厚いサポートが整っています。

さらに、在学中や修了後も、大学院等の様々な教育プログラムと連動し学べるソーシャルワーカーの生涯におけるスキルアップに重点を置いています。

今期生の募集にあたり、資格取得だけで終わらない『+α』を目指す熱意のある多くの方が出願されることを期待します。

◆略歴 2000 年日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程修了。NHK 学園高等学校専攻科社会福祉コース教諭、長崎短期大学保育学科専任講師を経て、2012 年より現職。

◆主な研究分野 社会福祉の歴史的アプローチ、女性福祉問題

◆著書 『児童・家庭福祉』(共著・中央法規出版)／『ソーシャルワーク論Ⅰ：基盤と専門職』(共著・法律文化社)／『児童福祉司研修テキスト』(編著・明石書房)／『要保護児童対策調整機関専門職研修テキスト』(編著・明石書房)

◆担当科目 社会福祉の原理と政策／ソーシャルワーク演習／ソーシャルワーク実習指導

社会福祉士短期養成課程 朝倉 和子

本学通信教育科の短期養成課程は9ヶ月間のコースです。短い期間ではありますが、通信教育科ならではの多様な背景、経験を持つ学生さんとお会いできることを楽しみにしています。日本社会事業大学という歴史ある学びの場で、みなさんと一緒に資格取得を軸にしながらも現代の社会福祉の課題を能動的に掘り下げていきたいと考えています。意欲のある方のご入学を心よりお待ちしております。

◆略歴 上智大学大学院文学研究科 社会学専攻社会福祉学コース博士前期課程修了(社会福祉学)。東京家政学院大学、目白大学を経て2025年度より現職。

◆著書 『外国人介護人材の受入れ制度別の実態と課題に関する研究—社会福祉現場における受入れ及び定着の促進要因に焦点をあてて—』目白大学総合科学研究 第21号(2025)

◆担当科目 ソーシャルワーク演習／ソーシャルワーク実習指導／社会福祉概論



指導教員

科目名	指導教員	
医学概論	 <p>森 千佐子 (本学教授)</p>	<p>◆略歴 九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程単位取得退学後、博士(社会福祉学)を取得。筑波大学附属病院等で看護師として勤務した後、実習指導者、看護教員を経て、佐野短期大学(現佐野日本大学短期大学)で介護福祉士養成教育に携わり、2017年4月に本学着任。</p> <p>◆主な研究分野 高齢支援、介護者支援、多職種連携、介護福祉教育、アロマセラピーと介護など</p> <p>◆著書 『介護予防の健康科学－高齢者・障害者のライフスタイル研究－』(共著、不昧堂出版、2008)／『人間関係ハンドブック』(共著・第5章編集責任、福村出版、2017)など</p>
	大西 典子 (山野美容芸術短期大学教授)	
	瀬戸口 将史 (社会福祉法人三篠会さくらテラス青葉町看護主任)	
	正井 章子 (本学通信教育科非常勤講師)	
心理学と心理的支援	野口 代 (新潟青陵大学准教授)	
社会学と社会システム	菰田 レエ也 (鳥取大学准教授)	
	田村 萌 (本学通信教育科非常勤講師)	
社会福祉の原理と政策	佐竹 要平 (本学通信教育科准教授)	
	浦野 由佳 (東洋大学助教)	
	岡崎 利治 (関西福祉大学准教授)	
	栗原 拓也 (静岡英和学院大学准教授)	
社会福祉調査の基礎	菰田 レエ也 (鳥取大学准教授)	
	田村 萌 (本学通信教育科非常勤講師)	
ソーシャルワークの 基盤と専門職	 <p>内田 宏明 (本学教授)</p>	<p>◆略歴 東洋大学大学院博士後期課程単位取得退学、養護老人ホーム相談員、障害者就労支援員、スクールソーシャルワーカー、長野大学実習助手、法政大学実習指導講師、飯田女子短期大学准教授を経て現職。</p> <p>◆主な研究分野 スクールソーシャルワーク、学校福祉、子どもの権利</p> <p>◆著書 『ソーシャルワーカーのジレンマ』(共著、筒井書房、2009)／『スクールソーシャルワーク論』(共編著、学苑社、2008)／『新スクールソーシャルワーク論』(共編著、学苑社、2012)／『再構 児童福祉－子どもたち自身のために』(共著、筒井書房、2014)</p>
	青木 優実 (日高市障がい者相談支援センターてらす相談員)	
	田中 康一 (本学通信教育科非常勤講師)	

指導教員

ソーシャルワークの 理論と方法	<p>木戸 宜子 (本学大学院教授)</p>  <p>◆略歴 1989 年日本社会事業大学卒業。社会福祉士。1990 年国立療養所東京病院ソーシャルワーカーとして勤務。2002 年日本社会事業学校研究科専任教員。2003 年日本社会事業大学大学院博士後期課程修了。博士(社会福祉学)。2004 年日本社会事業大学専門職大学院助教授を経て現職。</p> <p>◆主な研究分野 地域を基盤としたソーシャルワーク実践・理論</p> <p>◆著書 『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の 60 年』(共著、相川書房 2007)／『社会福祉エッセンス』(共著、自由国民社、2008)／『対人援助・生活相談サポートブック』(共著、中央法規出版、2008)など</p>
	<p>木村 容子 (本学教授)</p>  <p>◆略歴 1993 年関西学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士課程前期課程修了(社会学修士)。1995 年(米国)コネチカット大学ソーシャルワーク大学院修士課程修了(Master of Social Work)。2010 年関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程修了(博士・人間福祉)。社会福祉法人愛和会中筋児童館館長、京都光華女子大学准教授等を経て、現職。</p> <p>◆主な研究分野 子ども家庭福祉、子育て・親育ち支援、実践モデルの開発</p> <p>◆著書 『被虐待児の専門里親支援—M-D&D にもとづく実践モデル開発』(相川書房、2010)／『児童や家庭に対する支援と子ども家庭福祉制度(第 2 版)』(共著、ミネルヴァ書房、2013)／『児童福祉の地域ネットワーク』(共著、相川書房、2009)など</p>
	<p>岩崎 雅美 (東京家政大学准教授)</p> <p>坂元 暁子 (明治学院大学非常勤講師)</p> <p>那須 奈津子 (公益財団法人鉄道弘済会社会福祉第一部研究員)</p> <p>戸次 誠 (本学通信教育科非常勤講師)</p> <p>元橋 良之 (首都医校専任教員)</p>
地域福祉と 包括的支援体制	<p>倉持 香苗 (本学准教授)</p>  <p>◆略歴 1997 年日本福祉大学卒業後、南インドの NGO 研修生として地域開発を学ぶ。2001 年日本社会事業大学大学院博士前期課程修了(修士・社会福祉学)、2013 年日本福祉大学福祉社会開発研究科博士課程修了(博士・社会福祉学)。社会福祉協議会職員、関西福祉科学大学、日本福祉大学等を経て現職。</p> <p>◆主な研究分野 地域福祉、地域開発、地域拠点(コミュニティカフェ)設置の意義および運営に関すること、コミュニティファンド</p> <p>◆著書 『コミュニティカフェと地域社会——支え合う関係を構築するソーシャルワーク実践』(明石書店、2014)／『地域福祉と包括的支援システム:基本的な視座と先進的取り組み』(共編著、明石書店、2021)など</p>
	<p>大石 剛史 (東北福祉大学准教授)</p> <p>西田 ちゆき (NPO 法人つなぐ代表理事)</p> <p>長谷川 真司 (山口県立大学教授)</p> <p>宮脇 文恵 (宇都宮短期大学教授)</p>

福祉サービスの組織と経営	<div>  <p>井上 由起子 (本学大学院教授)</p> </div> <div> <p>◆略歴 1990年日本女子大学卒業。清水建設勤務を経て、1995年横浜国立大学工学研究科入学。2000年同修了。博士(工学)。2001年、国立医療・病院管理研究所主任研究官。組織再編により国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部上席主任研究官。2012年より現職。</p> <p>◆主な研究分野 高齢者ケア、住宅政策と福祉政策、居住福祉</p> <p>◆著書 『いえとまちのなかで老い衰える』(中央法規出版、2006)／『個室ユニット型施設計画ガイドライン』(共著、中央法規出版、2005)『介護福祉の組織・制度論』(共著、光生館、2015)／『実践事例から読み解くサービス付き高齢者向け住宅』(共著、中央法規出版、2013)など</p> </div>
	<p>川尻 勝臣 (東京都町田児童相談所虐待対策班児童福祉司)</p> <p>沼田 裕樹 (一般社団法人町田市介護サービスネットワーク理事)</p> <p>前川 雅彦 (尼崎市小田南地域包括支援センター社会福祉士)</p>
	<p>石川 義浩 (本学教授)</p> <p>高石 豪 (NPO 法人日本ソーシャルワーカー協会理事)</p> <p>柳澤 充 (柳澤ソーシャルワーカー事務所代表)</p>
	<p>永嶋 昌樹 (本学准教授)</p> <p>梅本 句子 (本学通信教育科非常勤講師)</p> <p>鄭 春姫 (本学通信教育科非常勤講師)</p>
社会保障	<p>曾根 直樹 (本学社会事業研究所客員教授)</p> <p>木下 和美 (社会福祉法人あゆみの会 障害福祉サービス事業所安岡苑 理事長・施設長)</p> <p>吉田 滋 (東松山市役所)</p>
高齢者福祉	<p>木村 容子 (本学教授)</p> <p>青木 優実 (日高市障がい者相談支援センターてらす相談員)</p> <p>栗原 拓也 (静岡英和学院大学准教授)</p> <p>和田上 貴昭 (日本女子大学教授)</p>
障害者福祉	<p>佐々木 貴雄 (本学教授)</p> <p>東 康祐 (日本福祉教育専門学校専任講師)</p>
児童・家庭福祉	
貧困に対する支援	

指導教員

保健医療と福祉	<div> <div>小原 眞知子 (本学教授)</div>  <div> <p>◆略歴 1991 年日本女子大学大学院文学研究科社会福祉学博士前期課程修了(社会学修士)後、日本医科大学第二病院、医療ソーシャルワーカーを経て、2000 年久留米大学文学部社会福祉学科講師、准教授、久留米大学医療センター地域連携室スーパーバイザー兼務。2005 年日本女子大学大学院人間社会研究科博士後期課程修了(社会福祉学博士)。2007 年東海大学健康科学部 准教授、教授を経て 2015 年より現職。</p> <p>◆主な研究分野 ソーシャルワーク理論・援助技術開発、保健医療福祉領域、高齢者福祉領域</p> <p>◆著書 『統合的短期ソーシャルワーク—ISTT の理論と実践』(監訳、金剛出版、2014)など</p> </div> </div>
	<div> <div>岩田 直子 (筑波大学付属病院医療連携患者相談センター副部長)</div> <div>菱ヶ江 恵子 (山口県立大学講師)</div> </div>
権利擁護を支える法制度	梶原 洋生 (本学教授)
刑事司法と福祉	北本 明日香 (田園調布学園大学准教授)
	河西 俊文 (本学通信教育科非常勤講師)
	高木 善史 (岩手県立大学講師)

指導教員

ソーシャルワーク演習	佐竹 要平	(本学通信教育科准教授)	関根 麻美	(武蔵野大学非常勤講師)
	朝倉 和子	(本学通信教育科専任講師)	田中 康一	(本学通信教育科非常勤講師)
	倉持 香苗	(本学准教授)	出張 由起	(地域包括支援センター埼玉セントラル所長)
	大部 令絵	(本学准教授)	廣瀬 圭子	(日本体育大学准教授)
	梅本 句子	(本学通信教育科非常勤講師)	松永 繁	(岩手県立大学准教授)
	岡田 裕樹	(社会福祉法人清水基金課長)	元橋 良之	(首都医校専任教員)
	小川 政博	(あかね社会福祉士事務所代表)	柳澤 充	(柳澤ソーシャルワーカー事務所代表)
	佐藤 史子	(本学通信教育科非常勤講師)	横森 雄次	(よこもり社会福祉士事務所代表)
ソーシャルワーク実習指導	佐竹 要平	(本学通信教育科准教授)	小川 政博	(あかね社会福祉士事務所代表)
	朝倉 和子	(本学通信教育科専任講師)	佐藤 史子	(本学通信教育科非常勤講師)
巡回指導 (ソーシャルワーク実習)	佐竹 要平	(本学通信教育科准教授)	関根 麻美	(武蔵野大学非常勤講師)
	朝倉 和子	(本学通信教育科専任講師)	田中 康一	(本学通信教育科非常勤講師)
	安慶名 緑	(介護老人保健施設嬉野の園相談室)	千田 富士夫	(社会福祉法人三陸福祉会特別養護老人ホームさんりくの園施設長)
	池田 博章	(久留米大学比較文化研究所特別研究員)	趙 晤衍	(敬和学園大学教授)
	池田 美帆	(こすもす社会福祉士事務所代表)	西村 一志	(合同会社在宅ケアいちごの会代表社員)
	稲嶺 裕子	(NPO 法人スペース空相談支援専門員)	貫井 規吉	(特別養護老人ホーム寿ノ家施設ケアマネージャー)
	梅本 句子	(本学通信教育科非常勤講師)	樋渡 しおり	(西山クリニック精神保健福祉士)
	岡崎 利治	(関西福祉大学准教授)	宮路 梨恵子	(船橋市役所障害福祉課)
	小川 政博	(あかね社会福祉士事務所代表)	茂木 和子	(高崎市役所学校教育課スクールソーシャルワーカー)
	小倉 由起子	(NPO 法人安濃津福祉会理事長)	望月 利明	(サイメディ社会福祉士事務所所長)
	鹿毛 弘通	(社会福祉法人セント・ジョセフ会)	森口 誠	(社会福祉法人真和会障がい福祉サービス事業所優苑相談支援専門員)
	韓 榮芝	(長崎国際大学准教授)	森地 徹	(筑波大学助教)
	木下 和美	(社会福祉法人あゆみの会障害福祉サービス事業所安岡苑理事長・施設長)	柳澤 充	(柳澤ソーシャルワーカー事務所代表)
	木村 徹	(福の種株式会社代表取締役)	山北 治彦	(山北社会福祉士事務所社会福祉士)
	清田 明浩	(きよた社会福祉士事務所認定社会福祉士)	山崎 美智子	(前 小樽市さくら学園施設長)
	栗原 拓也	(静岡英和学院大学准教授)	弓田 香織	(長野県教育委員会南信教育事務所学びの共創課スクールソーシャルワーカー)
	坂元 暁子	(明治学院大学非常勤講師)	横田 勉	(横田社会福祉士事務所)
	佐々木 薫	(前 社会福祉法人仙台市社会事業協会仙台案生園ユニットケア施設群統括施設長)	横森 雄次	(よこもり社会福祉士事務所代表)
	佐藤 史子	(本学通信教育科非常勤講師)	吉原 徹	(本学通信教育科非常勤講師)
	末長 秀教	(大阪市平野区社会福祉協議会副主幹)	吉森 幸一	(霧島市地域包括支援センター社会福祉士)
	鈴木 ひとみ	(本学通信教育科非常勤講師)		

2026 年度の内容です。指導教員等変更になる場合があります。

修了生からのメッセージ

新型コロナウイルスは、この国の福祉の脆弱性を見事に告発した。世の中が危機的な状況になるほど、こぼれ落ちる人間を生む。飛び込んだ福祉現場の「懐」で感じたのは、この国の冷たさだった。午前九時。始業した高齢者対応の地域包括支援センター（包括）の電話転送を解除すると、とたんに五台ほどの電話が鳴り始める。「隣から異臭がする」「介護認定を受けたい」。受話器の向こうからそんな問い合わせが聞こえてくる。電話は午後五時の終業まで途切れない。想像を上回る忙しさ。知っているつもりだったが、分かっていなかった。帰宅すると、テレビでは国会議員のはし、酒や官僚の

視点

特別報道部・木原育子



ヤルワークの専門職。一月から三月上旬にかけて仕事を休み、包括のほか特別養護老人ホーム、低所得者が暮らす無料低額宿泊所で実習を受けた。フードバンクや炊き出し、就労支援。コロナ禍で、多く

小さな声かけ福祉の一步

社会福祉士の実習を経験

ただ、これらは教科書通りの答えではない。逆に言えば、社会福祉士という資格が生まれるほど、社会のつながりは貧しくなっている。社会課題を掘り出し、解決につなげる。地域社会が引き受けている仕事を、専門的に取り組む

支援は想定されていない。私はそういった人に取材で出会っている。出産直後に赤ちゃんの首を絞めた母親、窃盗を繰り返す軽度知的障害がある男性。まさしく福祉につながれなかった人たちだ。服役中の彼女らと文通

は始まっていくのだから。小さな声かけから福祉の一步

接待が報じられていた。私が包括にいたのは社会福祉士の資格を取るためだ。一九八七年に生まれた国家資格で、介護や児童養護施設、更生保護などあらゆる福祉の現場で相談業務に携わるソーシャルワーカーは利用者が増え、ニーズと社会資源を結びつけて解決に導く仕事とされる。

の人が力を貸そうと動いているが、必要な人に届かなければ意味がない。ソーシャルワーカーは利用者が増え、ニーズと社会資源を結びつけて解決に導く仕事とされる。

一方、根本的な課題は残ったままだ。ソーシャルワーカーは「助けて」と言えた人には対処できても、声を上げる力がない人や潜在的な問題にまで手が回りにくい。国の多くの福祉制度は申請主義。たどりつくことが困難な人への

「仲間になってほしい」。実習先の先輩に言われた言葉は今も胸に響く。職域や立場を超えてさまざまな人が福祉に関わっていく。傍観しているだけでは、福祉における公的責任の後退を認めることになる。福祉を受け身にさせない、そんな連鎖を断ちたい。個人の問題は社会の問題につながる。「つなげたの？」。小さな声かけから福祉の一步



大学で国際学を学び、卒業後は介護職・特別支援学校教員、青年海外協力隊を経験しました。ほぼ独学で利用者の方や生徒と関わっていて、体系的に福祉を学び直し、より専門的に関わりたいという思いが強くなり、本課程に入学しました。

学びの内容は実務と直結する事が多く、学ぶ事や同じ志を持った仲間と語らう事が面白くてたまりませんでした。特にスクーリングや実習は、ソーシャルワークに真摯に向き合い、考え、内省し、仲間とそれらを共有できる時間であり、社会人になってからこういう時間を持つことができたことは、とても幸福なことだと思っています。

真剣に語らえる先生や仲間に出会え、修了後もその縁を繋いでおり、数ある大学の中から社会事業大学を選んで良かった！と心から思います。

(石藤 可苗 氏 就労移行支援事務所一般養成課程修了生)

2021・4・9

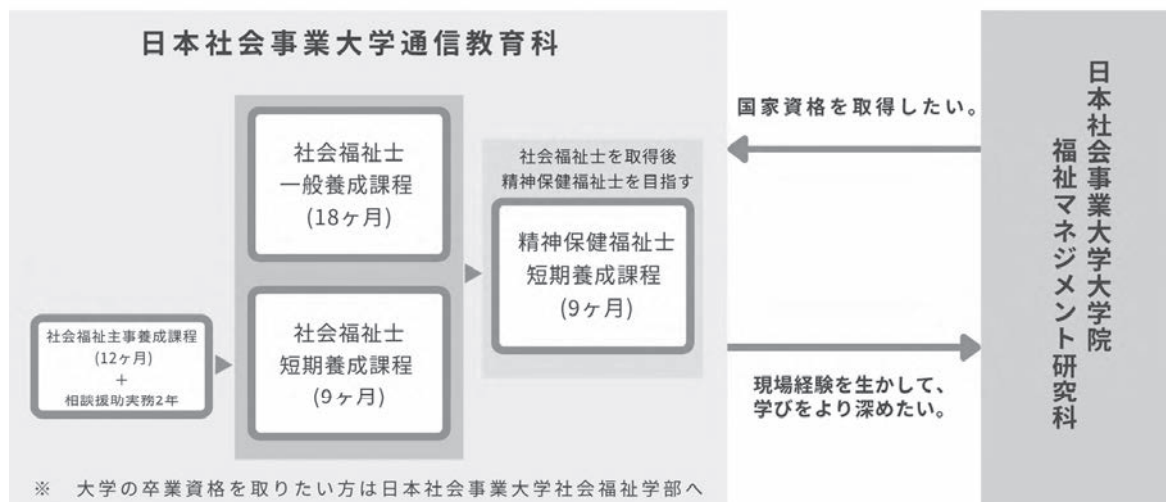
東京新聞 2021年4月9日付
木原 育子 氏 東京新聞記者
一般養成課程修了生

日本社会事業大学でのキャリアアップ

日本社会事業大学通信教育科では、大学が運営する特色を生かし、通信教育科の各課程を修了された後の様々なキャリアアップをサポートします。

社会福祉士養成課程を修了後、社会福祉士を取得して精神保健福祉士を目指される方、研究大学院や専門職大学院へ進学する方もいます。

通信教育科の学生にも学部・大学院が実施している様々な学びの場をご案内しており、社会事業研究所の『社大福祉フォーラム』、専門職大学院の『連携オプション講座』、学長室が厚生労働省から委託を受けて実施する『包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修』等に参加することができます。



大学が運営する通信教育科だからこそそのサポートです！！

キャリア支援セミナー

自分にはどのようなキャリアがあるのか、自己理解を深め、自分らしいライフスタイルを見つけたい方向けのオンラインセミナーです。今後ソーシャルワーカーの資格を活かし、自分らしく人生を歩むために自己理解を深め、自分のありたい姿を描く、自分らしく生きるために必要な柔軟な考え方やコミュニケーション力について学ぶ、自分がどのようなところで活躍したいかを考えるきっかけを得る、これらを目的として、本科修了生のキャリアアドバイザーが講師を務めます。希望するセミナー受講生を対象に個別のフォローアップ相談会も実施しています。

修了生の声

地域包括支援センターのケアマネジャーとして働く中で、介護保険だけでなく様々な制度への深い理解と幅広い知識が必要だと痛感し、社会福祉主事任用資格の学びからスタート。当初はレポート作成や面接授業についていけるか不安でしたが、先生方から要点を押さえた的確な助言をいただき、社会福祉主事養成課程を修了。その後、2年間の相談援助業務を経験し、社会福祉士短期養成課程へ入学。同じ目標を持つ幅広い年代の仲間と情報交換を重ね、切磋琢磨しながら社会福祉士に合格しました。そして、念願だった精神保健福祉士短期養成課程では専門性を高めることができ、精神保健福祉士を取得。ストレスチェック実施者研修も修了し、現在は成年後見制度に関する知見を広げているところです。あの時、一歩を踏み出して本当に良かったです。



社会福祉主事養成課程
社会福祉士短期養成課程
精神保健福祉士短期養成課程
修了生 神藤 智子 氏

社会福祉士一般養成課程

学習内容

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「ソーシャルワーク演習マニュアル」「ソーシャルワーク実習マニュアル」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面でのスクーリングの受講を行います。

学習スケジュール

月	学期	レポート	スクーリング	国家試験対策
4【入学】	1学期	8科目 8レポート 7月31日締切		
5				
6			第1回スクーリング	
7				
8	2学期	7科目 7レポート 11月30日締切	第2回スクーリング	
9				
10				
11				
12	3学期	7科目 7レポート 2月29日締切		
1				
2			第3回スクーリング	
3				
4	4学期	6科目 7レポート 5月31日締切		
5				
6				
7				
8			第4回スクーリング	国試対策講座【基礎】
9【修了】				
10				国家試験模擬試験・ 国試対策講座【共通・専門】
11				
12	国家試験 対策期間			
1				
2				＜国家試験受験＞
3				合格発表

社会福祉士一般養成課程

通信教育によるレポートの添削指導

自宅学習による通信教育は、社会福祉士一般養成課程は1年6ヶ月の受講期間を4学期に分けて実施します。下記のとおり科目ごとの学習設定学期とレポート提出数は指定規則に定められているとおりです、なお、学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。万が一各学期のレポートが不合格、あるいは未提出の場合、スクーリングを欠席した場合、また「実習」が不合格か、あるいは行わなかった場合は、再履修願に基づき本科が許可した場合、一度に限り当該科目を再履修することができます。

レポート科目一覧

提出期間	第1学期 (4月1日～7月31日) (8レポート)	第2学期 (8月1日～11月30日) (7レポート)	第3学期 (12月1日～翌年2月29日) (7レポート)	第4学期 (翌年3月1日～翌年5月31日) (7レポート)
授業科目	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)①	ソーシャルワークの理論と方法(専門)②
	ソーシャルワークの理論と方法①	ソーシャルワークの理論と方法②	ソーシャルワーク演習(専門)②	ソーシャルワーク演習(専門)③
				ソーシャルワーク演習(専門)④
	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習(専門)①	社会保障①	社会保障②
	高齢者福祉	社会福祉調査の基礎	社会福祉の原理と政策①	社会福祉の原理と政策②
	障害者福祉	地域福祉と包括的支援体制①	刑事司法と福祉	心理学と心理的支援
	児童・家庭福祉	福祉サービス組織と経営	地域福祉と包括的支援体制②	社会学と社会システム
	貧困に対する支援	保健医療と福祉	権利擁護を支える法制度	
	医学概論			

社会福祉士一般養成課程

スクーリングの日程

スクーリングは4回に分けて実施します。各回とも「ソーシャルワーク実習」が不要の方は1科目「ソーシャルワーク演習」を2日間、実習が必要な方は2科目「ソーシャルワーク演習」(2日間)と「ソーシャルワーク実習指導」(1日間)を3日間ずつ履修する設定となっています。

実習が必要な方

第1回		第2回		第3回		第4回	
2027年				2028年			
6/12	6/13	8/28	8/29	2/5	2/6	8/19	8/20
(土)	(日)	(土)	(日)	(土)	(日)	(土)	(日)
ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ①	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ②	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ③	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ④	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑤	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑥	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑦	ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 ⑧



第1回	第2回	第3回	第4回
2027年		2028年	
6/14	8/27	2/4	8/18
(月)	(金)	(金)	(金)
ソーシャルワーク実習指導①	ソーシャルワーク実習指導②	ソーシャルワーク実習指導③	ソーシャルワーク実習指導④

スクーリングの内容

スクーリングは、既に有している実務経験や、「実習」を通して新たに得る実践内容を活用することにより実践力や専門性の向上が図れる構成となっています。つまり、学習内容を積み上げてステップアップしていきますので、第1回から第4回までのスクーリングをすべて出席することを前提とします。

スクーリング会場

スクーリングの会場は、日本社会事業大学清瀬キャンパス(東京都清瀬市竹丘3-1-30/西武池袋線清瀬駅よりバスで約6分)となります。期間中、希望される方には「共立メンテナンス」が宿泊先の斡旋を行っています。

社会福祉士一般養成課程

学費

	実習必要の方	実習必要の方	実習不要の方
		60時間免除	
入学金	30,000円	30,000円	30,000円
授業料	200,000円	200,000円	200,000円
スクーリング参加費	50,000円	50,000円	50,000円
実習費	200,000円	150,000円	なし
保険料	6,000円	6,000円	6,000円
合計	486,000円	436,000円	286,000円

- ※ 社会福祉士一般養成課程(1年6ヶ月分)の費用です。
- ※ 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)、介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修している方は実習時間が60時間免除されます。必ず出願時に必要書類を提出してください。
- ※ 上記学費に教科書代は含まれていません。

使用教科書(2026年度実績)

社会福祉士一般養成課程

『最新・社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座』『最新・社会福祉士養成講座』計 13 冊 中央法規出版
『社会福祉士養成テキストブック』計 2 冊 ミネルヴァ出版
『こども家庭福祉』『ソーシャルワーク論Ⅰ』『ソーシャルワーク論Ⅱ』 計 3 冊 法律文化社

- ※ 出版社の都合等により価格、教科書が変更される場合があります。
- ※ 本課程にて一括で教科書を購入する場合、一般販売価格よりも安い価格で購入することができます。

ソーシャルワーク実習

一般養成課程のみ

(相談援助業務の経験がない方が履修)

ソーシャルワーク実習

本課程入学時(2027年4月1日)に指定施設(40～52ページ)において該当する職種で相談援助業務の実務経験を1年以上有していない方は、ソーシャルワーク実習の履修が必要です。

『ソーシャルワーク実習』が免除される方

- ・ 4年制大学を卒業して、福祉施設等で指定の実務経験が1年以上ある方
- ・ 3年制短期大学等を卒業し、福祉施設等で指定の実務経験が1年以上ある方
- ・ 2年制短期大学等を卒業し、福祉施設等で指定の実務経験が2年以上ある方
- ・ 福祉施設等で指定の実務経験が4年以上ある方

※ 『指定施設における相談援助業務の範囲』(40～52ページ)にてご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうか確認してください。

※ 入学後に、記載内容が事実と反していることがわかり、実習免除が不可能になったり、国家試験の合格が無効になったりした場合は、本課程ではその責任は負いかねますので、ご了承ください。

※ 入学申込みの際、実務経験証明書の提出が必要です。

申告に基づいて本課程が実習免除を許可しますが、受験資格の取得にあたっては社会福祉士国家試験受験申込み時や国家試験受験・合格後も社会福祉振興・試験センターにて実務経験者として該当するか再審査が行われる場合もあります。

『ソーシャルワーク実習Ⅰ』(60時間)が免除される方

- ・ 4年制大学や養成機関等において精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)を履修した者
- ・ 4年制大学や養成機関等において介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修した者

◎「ソーシャルワーク実習」履修の流れ

- ① スクーリング第1回から第4回の「ソーシャルワーク実習指導」(以下「実習指導」)を履修することを前提としていますので、「実習」は、「実習指導」と連動した教育の流れにそって展開していくことになります。そのため、実習は第1回目の授業の受講後の実施となりますので、第1回目の授業を受講しないと実習を実施できません。
また、事前準備不足や心身の体調不良、実習に対する取り組みが憂慮される方の実習については本科の判断により実施を見合わせることもあります。
- ② 実習は、本課程が全国に委嘱している指定契約施設(18～23ページの実習施設一覧参照)のうち、2027年度、実習生の受入れの承諾の得られている施設において、240時間(31日間)以上の実習を行います。
- ③ 実習日程については、実習実施期間の範囲内(2027年7月中旬～2028年6月末)で、指定契約施設と本課程との間で調整の上決定した後、2027年5月下旬までに実習対象者へ通知いたします。
- ④ 実習期間中に、巡回指導教員が実習施設を訪問し実習指導を行います。
- ⑤ 第4回目のスクーリングの「実習指導」の授業において、実習報告会を実施し、「実習」の総括を行います。

◎ソーシャルワーク実習の流れ

科目名	時期	時間数	日数
ソーシャルワーク実習Ⅰ ※1	7月中旬～10月末	60時間以上	8日以上
ソーシャルワーク実習Ⅱ	11月～6月末	180時間以上	23日以上

※1 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」(精神保健福祉実習)及び介護福祉士養成課程の「介護実習」を履修した者は免除できます。

※2 ソーシャルワーク実習Ⅰとソーシャルワーク実習Ⅱは別の実習先で行います。(同法人の場合もあります)

※3 ソーシャルワーク実習Ⅰは連続して行います。

ソーシャルワーク実習Ⅱは実施時期を2つに分けて設定する場合があります。

◎ソーシャルワーク実習の時間について

規定の時間数(240時間または180時間)以上を遵守し、実施されます。詳細については次の通りです。なお、規定の時間は実働時間でカウントします。

①実習施設・機関により具体的な時間設定は異なりますが、1日実働7.5～8時間×日数となります。

②実習は月曜日～金(土)曜日(日・祝日除く)の1週間(5(6)日間)の日勤帯を基本設定とします。

③実習指導を現場で受けるという観点から実習を実施しますので、週2～3日や、土日祝のみで実習日を設定することは致しません。

なお、ソーシャルワーク実習Ⅱについては実習施設・機関により2つに分けて(12日間ずつ等)設定する場合があります。

※ 実習期間の休みの確保については、入学前に必ず職場や家族等に相談し、調整しておいて下さい。

◎実習中に配慮を要する状況について

実習は、利用者の身体的介護やコミュニケーション対応など肉体的・精神的に多大な負担がかかることが予想されます。ご自身に障がいがあるなど、何らかの配慮を要する方はその旨「実習生個人票」「実習配属調査票」に必ずご記入ください。また、日程の確定後、妊娠や傷病等により実習が困難になった場合も、実習実施前に必ず連絡をお願いいたします。

◎「ソーシャルワーク実習」の中止について

「ソーシャルワーク実習」は本課程と実習施設・機関との実習契約関係を基盤に行われます。実習生の事前学習不足や、実習施設・機関における実習態度、心身状態の悪化により実習継続が困難と判断した場合には、実習中止となりますのでご注意ください。

実習施設

※ ここ3年以内に承諾いただいた実習施設です。次年度は実習施設の都合により配属できない場合もあります。
状況により新たに実習施設を追加する場合がありますが、希望を伺うことはできませんのでご了承ください。

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
青森県	児童養護施設	藤聖母園	青森市
青森県	障害者支援施設	拓光園	弘前市
青森県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	光葉園	八戸市
青森県	地域包括支援センター	中泊町地域包括支援センター	北津軽郡中泊町
青森県	居宅介護支援事業所	内湯療護園相談センター	北津軽郡中泊町
岩手県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	福寿荘	奥州市
岩手県	相談支援事業所	地域活動支援センター星雲 相談室	大船渡市
宮城県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	せんだんの里	仙台市
宮城県	介護老人保健施設	春風のころ	仙台市
秋田県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	やすらぎホームけやき	秋田市
秋田県	生活介護	竹生寮	秋田市
秋田県	軽費老人ホーム（A・Bケアハウス）	ウエルハウス御所野	秋田市
秋田県	地域包括支援センター	御所野地域包括支援センターけやき	秋田市
山形県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	慈光園	長井市
福島県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	エルピス	須賀川市
茨城県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人取手市社会福祉協議会	取手市
茨城県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	桜川陽だまり館	水戸市
茨城県	障害福祉サービス事業	コスモス	土浦市
茨城県	障害福祉サービス事業	みなみひまわり学園	日立市
栃木県	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	工房つばさ	下野市
栃木県	障害者支援施設	光輝舎	芳賀郡益子町
栃木県	相談支援事業所	相談センターすぎのこ	栃木市
栃木県	放課後等デイサービス	寺子屋うりずん	佐野市
群馬県	障害福祉サービス事業	わーくはうすすてっぷ	前橋市
群馬県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	榛名憩の園	高崎市
群馬県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	ユートピア広沢	桐生市
群馬県	養護老人ホーム	養護老人ホームサンロイヤル広沢	桐生市
群馬県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム 明風園	前橋市
群馬県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	ハーモニー広沢	桐生市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
埼玉県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	狭山市
埼玉県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	戸田市
埼玉県	児童養護施設	埼玉県社会福祉事業団いわつき	さいたま市
埼玉県	障害者支援施設	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局	所沢市
埼玉県	身体障害者福祉センター	埼玉県障害者交流センター	さいたま市
埼玉県	生活介護	所沢市立キャンパス	所沢市
埼玉県	福祉型障害児入所施設	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局秩父学園	所沢市
埼玉県	介護老人保健施設	介護老人保健施設翔寿苑	草加市
埼玉県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム飛鳥野の里	所沢市
埼玉県	養護老人ホーム	長寿荘	秩父市
埼玉県	障害者支援施設	ふれあいの里・どんぐり	入間郡毛呂山町
埼玉県	障害者支援施設	りんごの家	桶川市
埼玉県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム三恵苑	さいたま市
埼玉県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	鶴寿荘介護老人福祉施設	久喜市
埼玉県	居宅介護支援・相談支援事業所	生活支援センター日向	狭山市
埼玉県	地域包括支援センター	地域包括支援センターむさしの	富士見市
埼玉県	障害者支援施設	ところざわ学園	所沢市
埼玉県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	ゆめの園りあん中野林 特別養護老人ホーム	さいたま市
埼玉県	障害者支援施設	入間東部みよしの里	入間郡三芳町
埼玉県	障害福祉サービス事業	所沢市立はばたき	所沢市
埼玉県	障害者支援施設	障害者支援施設にじの家	川越市
埼玉県	就労継続支援（B型）事業所	さいたま市大崎むつみの里第1事業所	さいたま市
埼玉県	児童発達支援センター	さいたま市大崎むつみの里第2事業所	さいたま市
埼玉県	障害者支援施設	皆光園	深谷市
埼玉県	就労継続支援（B型）事業所	福祉作業所ゆうゆう	戸田市
埼玉県	相談支援事業所	相談支援事業所こみゅーと	所沢市
埼玉県	障害福祉サービス事業	わかくさ	戸田市
埼玉県	障害者支援施設	花園	深谷市
埼玉県	相談支援事業所	戸田市障害者基幹相談支援センター	戸田市
埼玉県	居宅介護支援事業所	ケアプランセンターLINKS	川越市
埼玉県	地域包括支援センター	川越市地域包括支援センターにし	川越市
埼玉県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホームななふく苑	入間郡毛呂山町

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
千葉県	生活介護	いずみ園	柏市
千葉県	障害福祉サービス事業	我孫子市あらき園	我孫子市
千葉県	障害福祉サービス事業	でい・さくさべ	千葉市
千葉県	生活介護・就労継続支援B型事業所	はばたき職業センター	八千代市
千葉県	障害者支援施設	障害者支援施設 誠光園	船橋市
千葉県	地域包括支援センター	印西市船穂地域包括支援センター	印西市
千葉県	地域活動支援センター I 型・相談支援事業所	地域生活支援センターふるる	千葉市
千葉県	障害者支援施設	第2クローバー学園	市原市
東京都	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会	練馬区
東京都	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会	清瀬市
東京都	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	小金井市
東京都	児童養護施設	救世軍世光寮	杉並区
東京都	救護施設	救護施設あかつき	小平市
東京都	救護施設	黎明寮	小平市
東京都	身体障害者福祉センター	さいわい福祉センター	東久留米市
東京都	生活介護	町田福祉園	町田市
東京都	生活介護	工房わかば	清瀬市
東京都	生活介護・就労継続支援B型事業所	高砂福祉館	葛飾区
東京都	就労移行支援・就労継続支援B型事業所	トーコロ青葉ワークセンター	東村山市
東京都	児童発達支援センター	子ども学園	清瀬市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	至誠特別養護老人ホーム	立川市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	シャローム東久留米	東久留米市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	けんちの里	東久留米市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	マザアス日野	日野市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	芦花ホーム	世田谷区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホームいずみの苑	板橋区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム 第二万寿園	東村山市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	つきみの園	小金井市
東京都	地域包括支援センター	東村山市北部地域包括支援センター	東村山市
東京都	地域包括支援センター	小金井ひがし地域包括支援センター	小金井市
東京都	地域包括支援センター	東久留米市東部地域包括支援センター本部	東久留米市
東京都	軽費老人ホーム（A・Bケアハウス）	至誠和光ホーム	立川市
東京都	生活介護	わかばの家	国立市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
東京都	障害福祉サービス事業	大田区立池上福祉園	大田区
東京都	障害福祉サービス事業	渋谷区生活実習所つばさ	渋谷区
東京都	母子生活支援施設	北区立浮間ハイマート	北区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	こまえ正吉苑	狛江市
東京都	障害福祉サービス事業	ケアセンター ふらっと	世田谷区
東京都	老人デイサービスセンター（通所介護事業所）	和泉ふれあいの家	杉並区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	桜ヶ丘延寿ホーム	多摩市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	マイホーム新川	中央区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	長舟園	八王子市
東京都	生活介護・就労継続支援B型事業所	知的障害者援護施設すまいる	調布市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホームパール代官山	渋谷区
東京都	地域包括支援センター	きよせ清雅地域包括支援センター	清瀬市
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	上北沢ホーム	世田谷区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	サンライズ大泉	練馬区
東京都	生活介護	プラタナス	東久留米市
東京都	地域包括支援センター	立川市南部東はごろも地域包括支援センター	立川市
東京都	地域包括支援センター	八広はなみずき高齢者支援総合センター	墨田区
東京都	地域包括支援センター	ぶんか高齢者支援総合センター	墨田区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	第二清風園	町田市
東京都	障害者支援施設	シャロームみなみ風	新宿区
東京都	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	至誠ホームアウリンコ	立川市
東京都	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	おあしす上井草	杉並区
東京都	居宅介護支援・相談支援事業所	相談支援センターあい	世田谷区
東京都	特定相談支援事業	糸でんわ	葛飾区
東京都	地域包括支援センター	八王子市地域包括支援センター館	八王子市
東京都	地域包括支援センター	目黒区中央包括支援センター	目黒区
東京都	地域包括支援センター	地域包括支援センターこまえ正吉苑	狛江市
神奈川県	児童発達支援センター	川崎市中央療育センター	川崎市
神奈川県	障害者支援施設	横浜らいず	横浜市
神奈川県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	共楽荘特養ホーム	横須賀市
神奈川県	母子生活支援施設	川崎市ヒルズすえなが	川崎市
神奈川県	生活介護	ふきのとう向生舎	大和市
神奈川県	障害者支援施設	貴峯荘	平塚市
神奈川県	生活介護	光の丘	横浜市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
神奈川県	市区町村社会福祉協議会	開成町社会福祉協議会	足柄上郡開成町
神奈川県	地域包括支援センター	横浜市本牧原地域ケアプラザ	横浜市
神奈川県	生活介護	いろえんぴつ	横浜市
神奈川県	市区町村社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会	平塚市
神奈川県	障害者支援施設	東やまたレジデンス	横浜市
神奈川県	地域包括支援センター	横浜市東本郷地域ケアプラザ	横浜市
神奈川県	地域包括支援センター	大和YMCAライフサポートセンター	大和市
神奈川県	地域包括支援センター	横浜市生麦地域ケアプラザ	横浜市
神奈川県	一般病院	箱根リハビリテーション病院	足柄下郡箱根町
神奈川県	就労継続支援(B型)事業所	ほうあんのぞみ	小田原市
新潟県	医療型障害児入所施設	長岡療育園	長岡市
新潟県	障害者支援施設	桐樹園 相談支援センターふかさわ	長岡市
新潟県	障害者支援施設	コロニーにいがた白岩の里	長岡市
新潟県	養護老人ホーム	あぜやの丘	柏崎市
新潟県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームみなかみの里	妙高市
富山県	障害者支援施設	新川むつみ園	下新川郡入善町
富山県	就労継続支援(B型)事業所	作業センターふじなみ	富山市
石川県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	福寿園	白山市
石川県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	松美苑	白山市
山梨県	障害者支援施設	きぼうの家	甲府市
山梨県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市
山梨県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	甲府市
山梨県	地域活動支援センター	障害者地域活動支援センターふえふき	笛吹市
山梨県	障害児相談支援事業	相談支援事業所 さぽーとヨハネ	富士吉田市
長野県	養護老人ホーム	寿楽園	須坂市
長野県	障害者支援施設	長野県西駒郷	駒ヶ根市
長野県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム須坂やすらぎの園	須坂市
岐阜県	乳児院	麦の穂乳幼児ホームかがやき	中津川市
静岡県	障害者支援施設	清松園	菊川市
静岡県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	森町愛光園	周智郡森町
静岡県	市区町村社会福祉協議会	富士宮市社会福祉協議会	富士宮市
静岡県	障害者支援施設	沼津のぞみの里	沼津市
静岡県	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム松寿園	菊川市
静岡県	障害者支援施設	支援センターわかぎ	浜松市

実習施設

都道府県	施設種別	施設名	市区町村
静岡県	障害者支援施設	三方原スクエア	浜松市
静岡県	地域包括支援センター	かどいけ地域包括支援センター	沼津市
静岡県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	特別養護老人ホーム 竜爪園	静岡市
静岡県	市区町村社会福祉協議会	社会福祉法人 下田市社会福祉協議会	下田市
静岡県	障害者相談支援事業	アグネス	浜松市
愛知県	生活介護	デイセンターサマリアハウス	名古屋市
三重県	障害者支援施設	和順寮	鈴鹿市
京都府	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	宇治明星園特別養護老人ホーム	宇治市
京都府	地域包括支援センター	南部・三室戸地域包括支援センター	宇治市
大阪府	就労継続支援（B型）事業所	明光ワークス	箕面市
兵庫県	障害者支援施設	総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設自立生活訓練センター	神戸市
兵庫県	児童養護施設	神戸少年の町	神戸市
兵庫県	障害福祉サービス事業	神戸光生園	神戸市
和歌山県	障害者支援施設	杉の郷えぼし寮	新宮市
鳥取県	児童相談所	鳥取県福祉相談センター （鳥取県中央児童相談所）	鳥取市
岡山県	介護老人福祉施設	光憂館	総社市
広島県	障害者支援施設	障害者支援施設ときわ台ホーム	東広島市
広島県	市区町村社会福祉協議会	福山市社会福祉協議会	福山市
山口県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	山口あかり園	山口市
徳島県	相談支援事業所	愛育会地域生活総合支援センター	板野郡松茂町
香川県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	紅山荘	丸亀市
愛媛県	障害者支援施設	みどり園	松山市
高知県	養護老人ホーム	養護老人ホーム 千松園	高知市
福岡県	居宅介護支援事業所	ケアプランセンターりあん	福岡市
長崎県	児童養護施設	大村子供の家	大村市
熊本県	児童養護施設	慈愛園子供ホーム	熊本市
大分県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	緑の園	臼杵市
宮崎県	生活介護	障がい者支援施設エデンの園	東諸県郡国富町
鹿児島県	障害者支援施設	あさひが丘学園	鹿児島市
鹿児島県	障害者支援施設	新樹楽園	鹿屋市
鹿児島県	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	鹿屋長寿園	鹿屋市
鹿児島県	生活介護	奏の丘	鹿児島市
沖縄県	相談支援事業所	相談支援センターあしすと	南城市
沖縄県	福祉型障害児入所施設	沖縄中央育成園あさひ寮	島尻郡南風原町

社会福祉士短期養成課程

学習内容

本課程は日本社会事業大学の教員を中心にした授業を行います。そして独自に作成した「学習のマニュアル」「ソーシャルワーク演習マニュアル」、国家試験科目のテキストを教材として、通信教育による添削指導と、対面でのスクーリングの受講を行います。

学習スケジュール

月	学期	レポート	スクーリング	国家試験対策
4【入学】	1学期	4科目 7レポート 6月30日締切		
5				
6			第1回スクーリング	国試対策講座【前期】
7	2学期	4科目 6レポート 9月30日締切		
8			第2回スクーリング	国試対策講座【中期】
9				
10	国家試験 対策期間			国家試験模擬試験・ 国試対策講座【共通・専門】
11				
12【修了】			第3回スクーリング	国試対策講座【後期】
1				国試対策講座【直前】
2				《国家試験受験》
3				合格発表

通信教育によるレポートの添削指導

自宅学習による通信教育は、社会福祉士短期養成課程は9ヶ月の受講期間を2学期に分けて実施します。下記のとおり科目ごとの学習設定学期とレポート提出数は指定規則に定められているとおりです、なお、学習の成果は、提出されたレポートに対する添削指導をもとに評価しています。万が一各学期のレポートが不合格、あるいは未提出の場合、スクーリングを欠席した場合は、再履修願に基づき本科が許可した場合、一度に限り当該科目を再履修することができます。

レポート科目一覧

提出期間	第1学期 (4月1日～6月30日) (7レポート)	第2学期 (7月1日～9月30日) (6レポート)
授業科目	社会福祉の原理と政策①	社会福祉の原理と政策②
	地域福祉と包括的支援体制①	地域福祉と包括的支援体制②
	ソーシャルワークの理論と方法①	ソーシャルワークの理論と方法(専門)①
	ソーシャルワークの理論と方法②	ソーシャルワークの理論と方法(専門)②
	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習(専門)③
	ソーシャルワーク演習(専門)①	ソーシャルワーク演習(専門)④
	ソーシャルワーク演習(専門)②	

社会福祉士短期養成課程

スクーリングの日程

スクーリングは3回に分けて実施します。1科目「ソーシャルワーク演習」を8日間履修する設定となっています。

第1回			第2回				第3回	
2027年								
6/4	6/5	6/6	7/31	8/1	8/2	8/3	12/4	12/5
(金)	(土)	(日)	(土)	(日)	(月)	(火)	(土)	(日)
ソ－シャルワーク演習①	ソ－シャルワーク演習②	ソ－シャルワーク演習③	ソ－シャルワーク演習④	ソ－シャルワーク演習⑤	ソ－シャルワーク演習⑥	国試対策講座（任意）	ソ－シャルワーク演習⑦	ソ－シャルワーク演習⑧

スクーリングの内容

スクーリングは、既に有している実務経験を活用することにより実践力や専門性の向上が図れる構成となっています。つまり、学習内容を積み上げてステップアップしていきますので、第1回から第3回までのスクーリングをすべて出席することを前提とします。

スクーリング会場

スクーリングの会場は、日本社会事業大学清瀬キャンパス（東京都清瀬市竹丘3-1-30／西武池袋線清瀬駅よりバスで約6分）となります。期間中、希望される方には「共立メンテナンス」が宿泊先の斡旋を行っています。

社会福祉士短期養成課程

学費

入学金	30,000円
授業料	140,000円
面接授業参加費	50,000円
保険料	4,000円
合計	224,000円

※ 社会福祉士短期養成課程(9ヶ月分)の費用です。

※ 上記学費に教科書代は含まれていません。

使用教科書(2026年度実績)

社会福祉士短期養成課程

『最新・社会福祉士養成講座精神保健福祉士養成講座』『最新・社会福祉士養成講座』計2冊 中央法規出版

『ソーシャルワーク論Ⅰ』『ソーシャルワーク論Ⅱ』計2冊 法律文化社

※ 出版社の都合等により価格、教科書が変更される場合があります。

※ 本課程にて一括で教科書を購入する場合、一般販売価格よりも安い価格で購入することができます。

経済的な負担を軽減するための制度や提携ローン

専門実践教育訓練給付金

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給する制度です。

①受講者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給。

②受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給。

③専門実践教育訓練を修了し、資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合には、①②に加え同経費の10%に相当する額(※)を追加で支給します。

※10%に相当する額の上限額は、年間8万円です。例えば、訓練期間が2年の場合16万円を、3年の場合24万円を限度として追加で支給します。

利用申請は入学の2週間前までに、各自ハローワークで行なう必要があります。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士及び社会福祉士の育成・確保のため、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学する方および実務者養成施設に在学する方を対象に修学資金を貸付ける制度です。各都道府県が行っている制度ですので、詳細についてはご自身のお住まいの社会福祉協議会へお問い合わせください。

<東京都の例>

貸付対象	介護福祉士又は社会福祉士の養成施設の在学学生で、「都内在住の方」又は「都内の養成施設に通われている方」
貸付額	月額5万円以内 入学準備金・就職準備金 各20万円以内(任意) ※その他、条件を満たす方のみ生活費加算あり。 詳細は在学する養成施設又は東京都福祉人材センターまでお問い合わせください。
貸付期間	養成施設の正規の修学期間
利子	無利子
返還免除	卒業後、都内の社会福祉施設において、介護福祉士又は社会福祉士として介護業務や相談援助業務等に継続して5年間従事した場合には、貸付金について返還免除を受けることができます。
返還	返還免除の条件を満たさなかった場合、全額返還となります。 【返還期間】貸付期間の2倍に相当する期間 【返還方法】月賦・半年賦・年賦の均等払い

通信教育科「提携教育ローン」

入学予定者の入学時納入金の一時的な経済的負担を軽減することを目的としたローンです。一般の「教育ローン」とは異なり、「受講生」「学校」「銀行」の三者間での契約となるため、様々なメリットがあります。また、本課程では以下の提携教育ローン会社を利用することができます。

- ・株式会社オリエントコーポレーション「学費サポートプラン」
- ・三井住友カード株式会社「C-Web学費ローン」

このローン制度は学生の学費負担をサポートするものであり、ご利用は任意となります。

ご利用の際は、契約内容をよく理解した上でお申し込みください。

社会福祉士一般養成課程 募集要項

募集人数	360 名（推薦 60 名・一般 300 名）
対象地域	全国
出願資格	<p>◆推薦選考 次のB～Eのいずれかに該当する者で、 現在所属している指定施設における相談援助業務に1年以上従事して いる者で、現在所属している施設・機関の理事長又は施設長若しくは事業所長（以下、理事長等） から推薦が得られる者（合格した際には必ず入学できる者）。 また、理事長等が自分を推薦して出願することはできない。</p> <p>◆一般選考 次のA～Eのいずれかに該当する者。</p> <p>A. 4年制大学等を卒業した者、または3月卒業見込の者（専攻不問）</p> <p>B. 3年制短期大学等を卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、 厚生労働省の指定する施設において1年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>C. 2年制短期大学等を卒業した者で、 厚生労働省の指定する施設において2年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>D. 厚生労働省の指定する施設において4年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>E. 4年制大学等を卒業した者で、 厚生労働省の指定する施設において1年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>※ 相談援助業務については40ページを参照のこと。</p>
出願方法	<p>次のいずれかで行うこと。</p> <p>1. Web 出願（出願方法は36ページを参照のこと。）</p> <p>2. 手書き書類のみによる出願（出願方法は37ページを参照のこと。）</p>
募集期間	<p>第1期 2026年10月1日（木）～2026年11月30日（月）当日消印有効</p> <p>第2期 2026年12月1日（火）～2027年1月31日（日）当日消印有効</p> <p>第3期 2027年2月1日（月）～2027年2月19日（金）当日消印有効</p>
入学選考料	10,000 円 ※ 出願時（書類発送時）には支払いを完了すること。本学学部等卒業（修了）の場合は全額免除。
出願書類	出願資格によって異なるため、30～31ページを参照のこと。
選考方法	書類選考
合格通知	<p>第1期 2026年12月23日（水）発送</p> <p>第2期 2027年2月22日（月）発送</p> <p>第3期 2027年3月8日（月）発送</p>
入学手続 締切日	<p>第1期 2027年1月20日（水）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p> <p>第2期 2027年3月10日（水）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p> <p>第3期 2027年3月18日（木）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 推薦選考で受験する場合、小論文の提出が免除されます。 推薦選考で合格した場合、いかなる理由があっても辞退できません。 また、志願者についての責任は推薦者も同様に負うこととなります。 一旦納入された受験料・入学金は、理由のいかにかわらずお返しいたしませんので、ご了承ください。 学費納入後、万が一入学を辞退した者については 所定の申請用紙を2027年3月31日（必着）までに本科へ提出してください。 授業料等から振込手数料を引いた額を返還します。（推薦選考合格者除く） 出願書類に虚偽の記載があった場合、合格及び入学は取り消しとなります。 この場合、入学金及び授業料等は返還できません。 障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。 実務経験の個別認定を希望する場合は第1期募集期間のみ受け付けます。 選考内容、可否理由に関する問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

社会福祉士短期養成課程 募集要項

募集人数	140 名（推薦 40 名・一般 100 名）
対象地域	全国
出願資格	<p>◆推薦選考 次のA～Eに該当する者で現在所属している指定施設における相談援助業務に1年以上従事している者で、現在所属している施設・機関の理事長又は施設長若しくは事業所長（以下、理事長等）から推薦が得られる者（合格した際には必ず入学できる者）。 また、理事長等が自分を推薦して出願することはできない。</p> <p>◆一般選考 次のA～Eのいずれかに該当する者。</p> <p>A. 福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、または3月卒業見込の者で、厚生労働省の指定する施設において1年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>B. 福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において1年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>C. 福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、厚生労働省の指定する施設において2年以上相談援助業務に従事した者</p> <p>D. 厚生労働大臣の指定する社会福祉主事養成機関☆を修了した後、指定施設において2年以上の相談援助業務に従事した者</p> <p>E. 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事であった期間が4年以上である者</p> <p>☆ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程等 ※ 相談援助業務については40ページを参照のこと。</p>
出願方法	<p>次のいずれかで行うこと。</p> <p>1. Web 出願（出願方法は36ページを参照のこと。）</p> <p>2. 手書き書類のみによる出願（出願方法は37ページを参照のこと。）</p>
募集期間	<p>第1期 2026年10月1日（木）～2026年11月30日（月）当日消印有効</p> <p>第2期 2026年12月1日（火）～2027年1月31日（日）当日消印有効</p> <p>第3期 2027年2月1日（月）～2027年2月19日（金）当日消印有効</p>
入学選考料	10,000 円 ※ 出願時（書類発送時）には支払いを完了すること。本学学部等卒業（修了）の場合は全額免除。
出願書類	出願資格によって異なるため、32～34ページを参照のこと。
選考方法	書類選考
合格通知	<p>第1期 2026年12月23日（水）発送</p> <p>第2期 2027年2月22日（月）発送</p> <p>第3期 2027年3月8日（月）発送</p>
入学手続締切日	<p>第1期 2027年1月20日（水）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p> <p>第2期 2027年3月10日（水）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p> <p>第3期 2027年3月18日（木）当日消印有効 ※ただし、入学手続締切日までに入金を完了すること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験がない方（実習あり）の募集はありません。 ・推薦選考で受験する場合、小論文の提出が免除されます。 ・推薦選考で合格した場合、いかなる理由があっても辞退できません。 また、志願者についての責任は推薦者も同様に負うこととなります。 ・一旦納入された受験料・入学金は、理由のいかんにかかわらずお返しいたしませんので、ご了承ください。 ・学費納入後、万が一入学を辞退した者については 所定の申請用紙を2027年3月31日（必着）までに本科へ提出してください。 授業料等から振込手数料を引いた額を返還します。（推薦入試合格者除く） ・出願書類に虚偽の記載があった場合、合格及び入学は取り消しとなります。 この場合、入学金及び授業料等は返還できません。 ・障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。 ・実務経験の個別認定を希望する場合は第1期募集期間のみ受け付けます。 ・選考内容、可否理由に関する問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

社会福祉士一般養成課程 出願書類一覧

自身で作成される書類はもちろん、法人で作成される書類についても記入漏れや記入ミス等のないよう、丁寧な字で、注意事項等をよくご確認の上作成してください。

※1 Web 出願の場合はマイページの必要書類一覧よりダウンロードし、出力したものに写真を貼付して提出してください。
手書きの様式は使用しないでください。

※2 推薦選考の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となり、小論文の提出は不要です。

※3 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。

☆ 本学学部・本学大学院・本学通信教育科を修了し、入学選考料全額免除を希望する方は卒業（修了）証明書を提出してください。

【区分A】 4 年制大学等を卒業した者、または 3 月卒業見込の者(専攻不問)

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 入学申込書※1 | 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ④ 実習生個人票 | 実習先に提出するため、詳細に記入すること。 |
| ⑤ 実習配属調査票 | 実習配属の際に使用するため、詳細に記入すること。 |
| ⑥ 出身大学の卒業(見込)証明書※3 | 卒業証書の写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑦ 精神保健福祉士の実習／介護福祉士の実習履修証明書 | <u>4 年制大学や養成機関等において実習を履修した場合のみ提出。</u>
<u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。
(実習 60 時間免除の詳細は 16 ページを参照のこと) |
| ⑧ 戸籍抄本 | <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
<u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |

【区分B】 3 年制短期大学等を卒業した者(夜間・通信課程を卒業した者を除く)で、厚生労働省の指定する施設において 1 年以上の相談援助業務に従事した者

【区分C】 2 年制短期大学等を卒業した者で、厚生労働省の指定する施設において 2 年以上の相談援助業務に従事した者

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 入学申込書※1 | 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文または推薦書※2 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。 |
| ④ 実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)※3 | 出願者本人の自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと
(詳細は 57 ページを参照のこと)。 |
| ⑤ 出身短期大学の卒業証明書 | 卒業証書の写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑥ 戸籍抄本 | <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
<u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |

【区分D】厚生労働省の指定する施設において4年以上の相談援助業務に従事した者

- ① 入学申込書※1 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文または推薦書※2 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。
- ④ 実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)※3 出願者本人の自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと
(詳細は57ページを参照のこと)。
- ⑤ 戸籍抄本 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

【区分E】4年制大学等を卒業した者で、 厚生労働省の指定する施設において1年以上の相談援助業務に従事した者

- ① 入学申込書※1 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文または推薦書※2 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。
- ④ 実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)※3 出願者本人の自筆不可。必ず証明者に作成してもらうこと
(詳細は57ページを参照のこと)。
- ⑤ 出身大学の卒業証明書 卒業証書の写しは不可。発行後6ヶ月以内のものを提出。
“見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。
- ⑥ 戸籍抄本 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後6ヶ月以内のものを提出。

社会福祉士短期養成課程 出願書類一覧

自身で作成される書類はもちろん、法人で作成される書類についても記入漏れや記入ミス等のないよう、丁寧な字で、注意事項等をよくご確認の上作成してください。

※1 Web 出願の場合はマイページの必要書類一覧よりダウンロードし、出力したものに写真を貼付して提出してください。
手書きの様式は使用しないでください。

※2 推薦選考の場合は、下記の書類の他に推薦書が必要となり、小論文の提出は不要です。

※3 “見込”で提出された場合は入学後に再提出となります。

☆ 本学学部・本学大学院・本学通信教育科を修了し、入学選考料全額免除を希望する方は卒業（修了）証明書を提出してください。

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）の施行以前に福祉系大学等・福祉系短大等に入学された方は、社会福祉士短期養成課程への入学要件（法第 7 条第 2 号または第 5 号もしくは第 8 号入学要件）が発生しないため入学できません。

ここでいう福祉系大学等及び福祉系短大等には、社会福祉主事養成機関は含まれません。

**【区分A】福祉系 4 年制大学等において基礎科目を修めて卒業した者、
または 3 月卒業見込の者で、
厚生労働省の指定する施設において 1 年以上相談援助業務に従事した者**

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 入学申込書※1 | 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文または推薦書※2 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。 |
| ④ 実務経験証明書※3
(兼実務経験見込証明書) | <u>出願者本人の自筆不可。</u>
必ず証明者に作成してもらうこと（詳細は 57 ページを参照のこと）。 |
| ⑤ 基礎科目履修(見込)証明書※3 | 写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内のものを提出。</u> |
| ⑥ 出身大学の卒業(見込)証明書※3 | 卒業証書の写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内のものを提出。</u> |
| ⑦ 戸籍抄本 | <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
<u>発行後 6 ヶ月以内のものを提出。</u> |

**【区分B】 福祉系 3 年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者
(夜間・通信課程を卒業した者を除く)で、
厚生労働省の指定する施設において 1 年以上相談援助業務に従事した者**

**【区分C】 福祉系 2 年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業した者
(夜間・通信課程を卒業した者を除く)で、
厚生労働省の指定する施設において 2 年以上相談援助業務に従事した者**

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 入学申込書※1 | 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ② 志望動機書 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。 |
| ③ 小論文または推薦書※2 | 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。 |
| ④ 実務経験証明書※3
(兼実務経験見込証明書) | <u>出願者本人の自筆不可。</u>
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は 57 ページを参照のこと)。 |
| ⑤ 基礎科目履修証明書 | 写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑥ 出身短期大学の卒業証明書 | 卒業証書の写しは不可。 <u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |
| ⑦ 戸籍抄本 | <u>各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。</u>
<u>発行後 6 ヶ月以内</u> のものを提出。 |

【区分D】 厚生労働大臣の指定する社会福祉主事養成機関☆ を修了した後、指定施設において 2 年以上の相談援助業務に従事した者

☆ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程 等

- ① 入学申込書※1 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文または推薦書※2 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。
- ④ 実務経験証明書※3
(兼実務経験見込証明書) 出願者本人の自筆不可。
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は 57 ページを参照のこと)。
- ⑤ 社会福祉主事養成機関の修了証明書 写しは不可。発行後 6 ヶ月以内のものを提出。
本科以外で社会福祉主事任用資格を取得している場合は、
修了した養成機関で発行する修了証明書と社会福祉主事任用資格取得
証明書を提出してください。
本科で社会福祉主事任用資格を取得している場合は、
修了証明書 1 通の提出で入学選考料が免除となります。
- ⑥ 戸籍抄本 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後 6 ヶ月以内のものを提出。

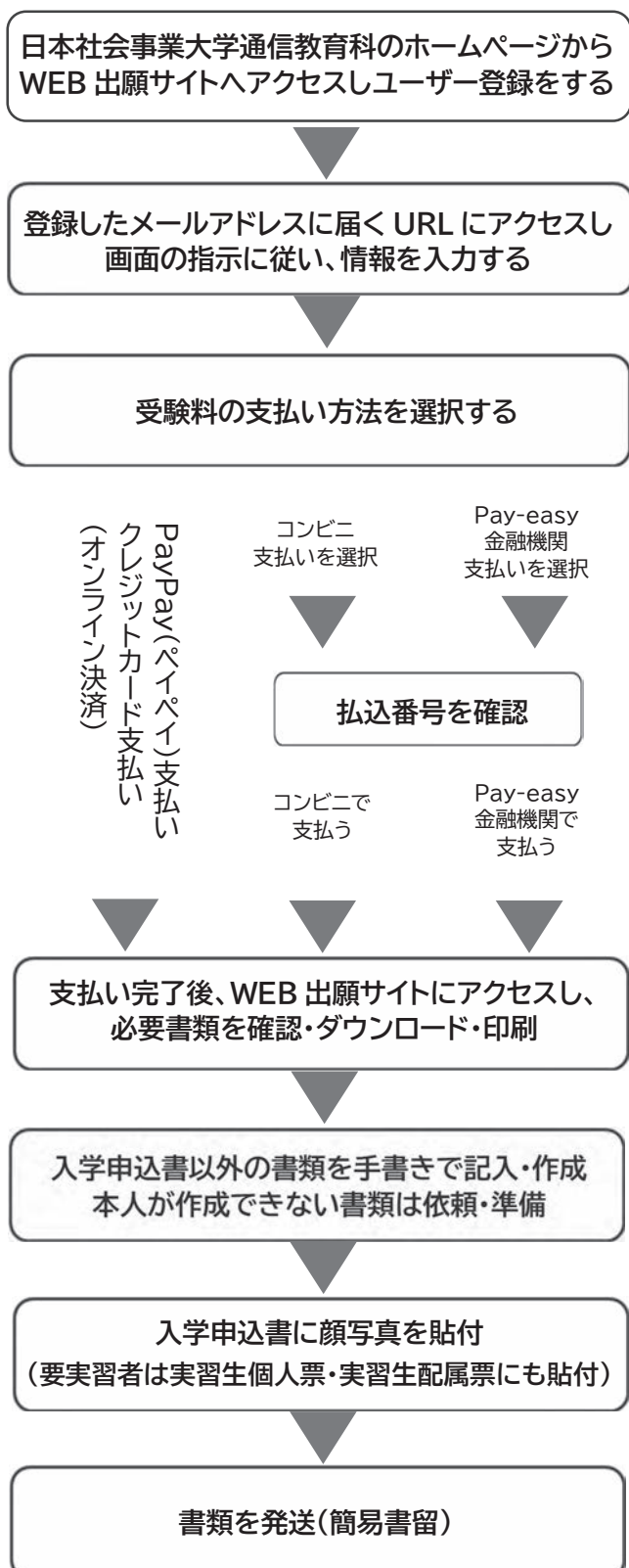
【区分E】 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事であった期間が 4 年以上である者

- ① 入学申込書※1 記入日を必ず記入。機械で読み取るため丁寧に作成すること。
訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ② 志望動機書 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合は修正液・修正テープ使用可。
- ③ 小論文または推薦書※2 丁寧な字で記入。訂正が必要な場合、小論文は修正液・修正テープ使用可。
推薦書は職印で訂正すること。
- ④ 実務経験証明書※3
(兼実務経験見込証明書) 出願者本人の自筆不可。
必ず証明者に作成してもらうこと(詳細は 57 ページを参照のこと)。
- ⑤ 戸籍抄本 各種証明書に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出。
発行後 6 ヶ月以内のものを提出。

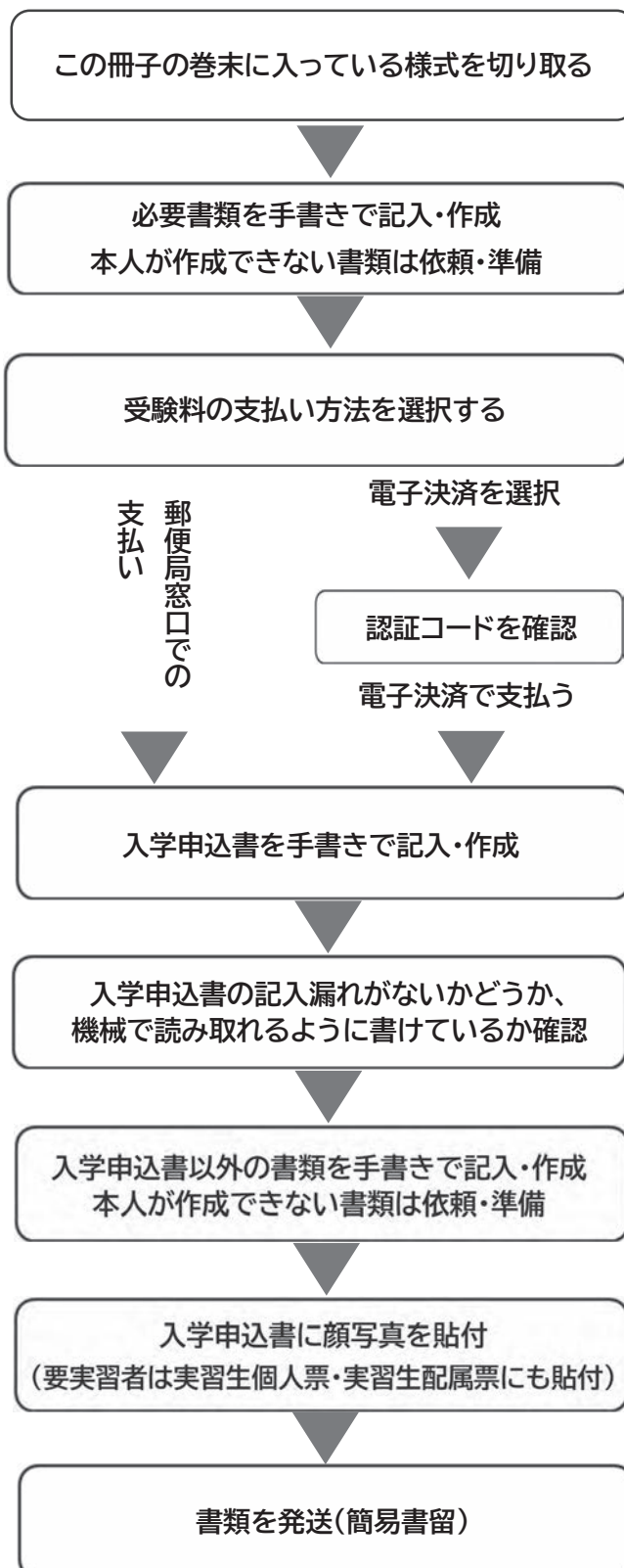
出願方法

出願方法は、Web 出願、手書き書類のみによる出願のいずれかです。ご自身に合った方法を選んで出願してください。出願の流れは以下のとおりですが、詳細は次ページ以降をご確認ください。

◆ Web 出願



◆ 手書き書類のみによる出願



出願方法

Web 出願

Web 出願は願書の取り寄せが不要であり、24 時間お手続きが可能です。

メールアドレスをお持ちで、インターネット環境が整っている場合には Web 出願をおすすめします。

画面の指示に従って提出書類の作成を行うため、書類のミスが軽減され、出願者に応じた必要書類が分かりやすく表示されます。

また、入学選考料を電子決済でお支払いいただけるため、スムーズにお手続きできます。

- ① 本学ホームページ上にある Web 出願専用サイトを開き、ユーザー登録をします。
- ② 登録したメールアドレスに届いた URL から再度、画面の指示に従って出願情報を入力します。
- ③ 入学選考料は、電子決済、コンビニ決済のいずれかの支払い方法を選択し、支払います。
- ④ 決済完了後、ログインページから必要書類を確認、ダウンロードして、プリントアウトしてください。

※ 入学申込書、実習生個人票・実習配属票(対象者のみ)は写真の貼付が必要です。

書類一式を揃えたら封筒貼付シートを角 2 封筒に貼付し、簡易書留で郵送してください。

Web 出願方法について、

こちらのサイトで分かりやすくご紹介しています。

<https://jcswnet.jp/CampusForce/WebApplicant/start.htm>

(右記の二次元バーコードからもアクセスできます)



手書き書類のみによる出願

インターネット環境が整っていない場合は、この冊子の巻末に入っている様式を使用して出願してください。

- ① 出願資格に応じて必要な書類を準備します(詳細は 30～34 ページを参照のこと)。
丁寧な字で間違いのないように記入してください。作成前に様式のコピー等をおすすめします。
- ② 入学選考料を支払います。
支払い方法については下記『手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法』をご確認ください。
- ③ 書類一式を揃えたら封筒貼付シートを角 2 封筒に貼付し、簡易書留で郵送してください。

手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法

手書き書類のみによる出願での入学選考料支払い方法は次のいずれかです。

1. 電子決済
2. 郵便局窓口での支払い

◆ 電子決済(手書き書類のみによる出願のみ)

- ・右記の二次元バーコードから、インターネットサイトにアクセスしてください。
- ・決済方法を選択してください。

メールアドレスを入力後、認証コードを送信し、「認証コード」を取得してください。

(手書き書類のみによる出願専用)

- ・支払い後に完了メールが届きますので、ご確認ください。

※ 領収証が必要な場合は下記に紹介する郵便局窓口での支払いをおすすめします。

◆ 郵便局窓口での支払い(手書き書類のみによる出願のみ)

- ・下記の記入見本を参照し、郵便局窓口にある振替払込票に転記して窓口でお支払いください。
- その際、返却される「振替払込請求書兼受領書」を必ず保管してください。



払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
<p>00 口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。</p> <p>口座記号 口座番号(行指で記入)</p> <p>001507 546826 金額 10000</p> <p>学校法人日本社会事業大学</p> <p>入学選考料</p> <p>※次の4つのいずれか1つを記入してください。→→</p> <p>一般養成課程(推薦)</p> <p>一般養成課程(一般)</p> <p>短期養成課程(推薦)</p> <p>短期養成課程(一般)</p> <p>204-8555</p> <p>東京都清瀬市竹丘〇〇丁目〇-〇</p> <p>社大 太郎</p> <p>(ご送付先電話番号) 042-400-0000</p> <p>ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。</p> <p>これより下部には何も記入しないでください。</p>		<p>口座記号・番号</p> <p>001507 546826</p> <p>学校法人日本社会事業大学</p> <p>金額 10000</p> <p>おなまえ</p> <p>204-8555</p> <p>東京都清瀬市竹丘〇〇丁目〇-〇</p> <p>依頼人 社大 太郎 様</p> <p>料金 (消費税込) 日 附 印</p> <p>円</p> <p>備考</p> <p>この受領証は、大切に保管してください。</p>	

コード一覧

【別表 1】都道府県コード

都道府県名	コード
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14
新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47

【別表 2】職種名コード

職種名	コード
施設長等の管理職	01
事務職員	02
サービス提供責任者・サービス管理責任者	03
生活相談員・支援員(指導員)	04
介護職員・ヘルパー等	05
医療ソーシャルワーカー	06
精神科ソーシャルワーカー	07
保育士・幼稚園教諭	08
介護支援専門員	09
福祉事務所・各種相談所職員	10
一般行政職員	11
看護師・保健師	12
医師	13
弁護士・行政書士・司法書士等	14
療法士(OT・PT・ST等)	15
世話人	16
栄養士・調理員	17
臨床心理士	18
教職員	19
社協職員	20
学生	21
専業主婦	22
一般企業会社員	23
アルバイト	25
検査技師	36
その他	99

※複数の職種を兼ねている場合は主な職種を1つ選択してください。

【別表 3】勤務先種別コード

勤務先 分野	勤務先種別	コード	勤務先 分野	勤務先種別	コード
行政関係	国・都道府県・指定都市・中核市本庁	001	障害者総合支援法	国立重度知的障害者総合施設	330
	福祉事務所	002		就労継続支援 B 型・生活訓練事業所	331
	市区役所・町村役場	003		居宅介護支援・相談支援事業所	333
	相談所(児童・女性・障害者・更生)	004		生活介護・就労継続支援 B 型事業所	334
	保健所	005		居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所	335
	精神保健福祉センター	006		就労継続支援 A・B/共同生活介護事業所	336
	保護観察所	007		宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所	337
	刑事施設	008		基幹相談支援センター	338
	少年院	009		その他(地域生活支援事業等)	399
	少年鑑別所	010	児童福祉法	助産施設	401
保護施設	その他(行政関係)	099		乳児院	402
	救護施設	101		母子生活支援施設	403
	更生施設(生活保護法)	102		保育所等	404
	医療保護施設	103		児童遊園	405
	授産施設(生活保護法)	104		児童館	406
	宿所提供施設(生活保護法)	105		児童養護施設	407
	ホームレス自立支援センター	106		知的障害児施設	408
	更生保護施設	107		自閉症児施設	409
高齢者関係施設事業所	その他(生活保護関係)	199		知的障害児通園施設	410
	養護老人ホーム	201		盲児施設	411
	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	202		ろうあ児施設	412
	軽費老人ホーム(A・B ケアハウス)	203		難聴幼児通園施設	413
	老人福祉センター	204		肢体不自由児施設	414
	老人デイサービスセンター(通所介護事業所)	205		肢体不自由児通園施設	415
	老人短期入所施設(短期入所生活介護事業所)	206		肢体不自由児療護施設	416
	在宅(老人)介護支援センター	207		重症心身障害児施設	417
	有料老人ホーム	208		児童心理治療施設	418
	介護老人保健施設	209		児童自立支援施設	419
	介護療養型医療施設(介護医療院)	210		児童家庭支援センター	420
	老人休養ホーム	211		児童発達支援センター	421
	老人憩の家	212		児童発達支援事業所	422
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	213		福祉型障害児入所施設	423
	通所リハビリテーション事業所	214		医療型障害児入所施設	424
	訪問看護事業所	215		児童デイサービス	426
	訪問介護事業所	216		放課後等デイサービス	430
	訪問入浴介護事業所	217		その他(児童福祉関係)	499
	居宅介護支援事業所	218	女性への支援関係	女性相談支援センター	503
	福祉用具貸与事業所	219		女性自立支援施設	504
	認知症対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)	220		その他(女性支援関係)	598
	地域包括支援センター	221	医療機関	一般病院	601
	介護老人福祉施設	223		一般診療所	602
	老人介護支援センター	224		精神科病院	603
	短期入所療養介護	225		精神科診療所	604
	介護予防支援事業	230		総合病院(精神科)	605
	小規模多機能型居宅介護事業所	231		その他(医療機関)	699
障害者総合支援法	その他(介護保険事業所等)	299	その他の社会福祉施設等	宿所提供施設(生活保護法以外)	701
	障害福祉サービス事業	301		隣保館	702
	居宅介護事業所	302		母子健康センター	703
	重度訪問介護事業所	303		青少年相談センター	704
	同行援護事業所	304		地域福祉センター	705
	行動援護事業所	305		小規模作業所(福祉作業所)	706
	重度障害者等包括支援事業所	306		母子・父子福祉センター	707
	短期入所事業所	307		広域障害者職業センター	708
	療養介護事業所	308		地域障害者職業センター	709
	生活介護事業所	309		障害者就業・生活支援センター	710
	共同生活介護事業所	310		その他(社会福祉施設等)	799
	自立訓練(機能訓練)事業所	311	団体・企業その他	国・都道府県・指定都市社会福祉協議会	801
	自立訓練(生活訓練)事業所	312		市区町村社会福祉協議会	802
	就労移行支援事業所	313		独立型社会福祉士事務所	803
	就労継続支援(A 型)事業所	314		小・中・高等学校	804
	就労継続支援(B 型)事業所	315		特別支援学校	805
	共同生活援助事業所	316		各種学校	806
	障害者支援施設	317		大学・大学院	807
	相談支援事業所	318		研究所	808
	移動支援事業所	319		その他教育・研究機関	809
	福祉ホーム	320		社会福祉法人本部(事務局)	810
	地域活動支援センター	321		福祉関係団体(NPO 等)	811
	地域活動支援センターⅠ型・相談支援事業所	322		福祉系企業	812
	地域活動支援センターⅡ型	323		一般企業	813
	地域活動支援センターⅢ型	324		自営業	814
	発達障害者支援センター	326		無職	898
	就労移行支援・就労継続支援 B 型事業所	328		その他(主婦・学生・パート・アルバイト未就職等)	899
	障害者就業・生活支援センター	329			

※該当するものがない場合は 899 を選択。また、総合施設や多機能型事業所に勤務している場合は勤務を行っている施設・事業所の種別を選択してください。

指定施設における相談援助業務の範囲

実務経験

実務経験証明書(兼実務経験見込証明書)を提出する者は、書類作成者の方に「指定施設における相談援助業務の範囲」(40～52 ページ)を参照してもらい、間違いがないように作成してもらうこと。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象にならない(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

施設・職種コード

次の施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有する者と認められる。(次表の施設種類欄内の場合号は、通知の事項番号である。)

実務経験証明書の「施設(事業)等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次ページ以降より該当する「施設種類」、「職種」及び「施設・職種コード」を記入すること。

業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次ページ以降に示した施設(事業)等及び職種として、当該施設または事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者の概ね 4 分の 3 以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

職務の兼務について

福祉に関する相談援助業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となる。出願書類提出の際に辞令の写しも併せて送付すること。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになる。

例) 指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、

「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入すること。

「施設・職種コード」欄は、“2011”のように、主たる業務である職種のコードを記入すること。

施設・職種コード 9999 の厚生労働大臣の個別認定の取扱要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(福祉に関する相談援助とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 次ページ以降の指定施設における相談援助業務の範囲に定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(2) 認定の手続

ア (略)

イ 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第四号又は第七号に係る社会福祉士試験受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あてに送付する前に別記様式により厚生労働大臣あてに協議すること。

(別記様式(略))

※ 第 1 期募集期間のみの受付となります。出願前に本学通信教育科へお電話でご連絡ください。

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	1-(2)	個別対応職員	1368
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員(少年を指導する職員)	1372
		個別対応職員	1373
		自立支援担当職員	1374
		保育士	1375
	1-(3)	保育士	1375
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		自立支援担当職員	1387
	1-(4)	自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	★児童指導員(※2)	1561
		★保育士(※3)	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
		心理担当職員	1564
	1-(5)	心理担当職員	1564
	知的障害児施設 (知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種))	★児童指導員(※2)	1391
		★保育士(※3)	1392
	2-(33)	★保育士(※3)	1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員(※2)	1401
		★保育士(※3)	1402
	2-(33)	★保育士(※3)	1402
	盲ろうあ児施設 (盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設)	★児童指導員(※2)	1411
		★保育士(※3)	1412
	2-(33)	★保育士(※3)	1412
	肢体不自由児施設 (肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設)	★児童指導員(※2)	1421
		★保育士(※3)	1422
	2-(33)	★保育士(※3)	1422
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
		自立支援担当職員	1435
	1-(6)	自立支援担当職員	1435
	重症心身障害児施設	★児童指導員(※2)	1441
		★保育士(※3)	1442
		心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443
	2-(34)	心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
		自立支援担当職員	1456
	1-(7)	自立支援担当職員	1456
	児童家庭支援センター	相談員(児童の福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461
	1-(8)	相談員(児童の福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461

児 童 分 野			施設・職種 コード		
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種			
児 童 福 祉 法	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者		1641	
		里親等支援員		1642	
		里親研修等担当者		1643	
		家庭支援専門相談員		1644	
		自立支援担当職員		1645	
		養親等相談支援員		1646	
		市町村連携支援員		1647	
		レスパイト・ケア担当職員		1648	
		障害児里親等支援担当職員		1649	
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設	★指導員(※1)		1571
			★児童指導員(※2)		1572
			★保育士(※3)		1573
			児童発達支援管理責任者		1574
			機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)		1575
			★障害福祉サービス経験者(※4)		1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設	★指導員(※1)		1571
			★児童指導員(※2)		1572
			★保育士(※3)		1573
			児童発達支援管理責任者		1574
			機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)		1575
			★障害福祉サービス経験者(※4)		1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)		1577
			児童発達支援管理責任者		1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)		1577
			児童発達支援管理責任者		1574
		障害児相談支援事業	相談支援専門員		1581
			相談支援員		1582
		乳児院	児童指導員		2511
			保育士		2512
			個別対応職員		2513
	家庭支援専門相談員		2514		
	里親支援専門相談員		2515		
	医療型児童発達支援を行う施設	★児童指導員(※2)		5211	
★保育士(※3)		5212			
児童発達支援管理責任者		5213			
機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)		5214			
指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの)	★児童指導員(※2)		2451		
	★保育士(※3)		2452		
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員		2531		
	個別対応職員		2532		
	自立支援担当職員		2533		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		2561		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		5081		

児 童 分 野				施設・職種 コード
児 童 福 祉 法	施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
	養育支援訪問事業を行っている事業所	2-(91)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く)	2-(92)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所	2-(93)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	2-(94)	支援コーディネーター	5261
			生活相談支援員	5262
			就労相談支援員	5263
			就労等定着支援員	5264
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	2-(95)	支援コーディネーター	5271
			母子支援員	5272
			就労等定着支援員	5273
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	2-(96)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	2-(97)	相談支援業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター	2-(98)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
			母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
			統括支援員	5303
	妊婦等包括相談支援事業を行う機関	2-(99)	相談支援業務を行っている職員	5341
	地域子育て相談機関	2-(100)	相談支援業務を行っている職員	5311
児 子 民 童 縁 組 の 保 護 等 に 関 する 法 律	民間あっせん機関		養子縁組あっせん責任者	5351
			相談員	5352
そ の 他	利用者支援事業を行っている施設	2-(26)	相談支援業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	2-(12)	相談援助業務を行う職員(相談員)	2291
	支援地域生活 障害児等療育支援事業を行っている施設	2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター	2-(21)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	2-(23)	相談支援業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	2-(29)	★児童指導員(※2)	2581
			★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	2-(75)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点	2-(78)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター	2-(85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。 ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。				

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード	
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
介 護 保 険 施 法	介 護 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設 1-(23)	生活相談員 1011 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1012	
		介護老人保健施設 1-(23)	支援相談員 1021 相談指導員 1023 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1022	
			介護医療院 1-(23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1611
			指定介護療養型医療施設 1-(23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1031
			地域包括支援センター 1-(24)	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) 1041
		指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員 2221 計画作成担当者 2222	
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(42)、2-(46)		生活相談員 2011	
	介 護 保 険 法	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む) 2-(42)	生活相談員 2051	
		指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限り 2-(43)	支援相談員 2091	
		指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限り 2-(43)	支援相談員 2111	
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を 行う施設 2-(44)	オペレーター 2771	
		指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(45)	オペレーションセンター従業者 2781	
		指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2151	
		指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2171	
		指定複合型サービスを行う施設 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2791	
		指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(48)	生活相談員 2191 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2192	
			居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(49)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2201
		介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員 2211	
		第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員 2911	

注意事項

(※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
通知の内容を必ず確認してください。

(※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム 1-(21)	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(21)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む) 1-(21)	生活相談員	1071
		主任生活相談員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(21)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(21)	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター 1-(21)	生活相談員	1101
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(21)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271
そ の 他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(51)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業) 2-(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2801

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身 体 障 害 者 福 祉 法	身体障害者更生相談所 1-(13)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター) 1-(14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2321
精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 する 法 律	精神保健福祉センター 1-(15)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知 的 障 害 者 福 祉 法	知的障害者更生相談所 1-(20)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

障害者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員（※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
		1-（25）	
		★指導員（※7）	1131
	地域活動支援センター	1-（26）	
	福祉ホーム	1-（27）	
	管理人		1141
	基幹相談支援センター	2-（83）	
	相談援助業務を行っている職員		5121
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設	2-（5）
		★生活支援員（※7）	2831
		身体障害者療護施設	2-（5）
		★生活支援員（※7）	2841
	精神障害者社会復帰施設	身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	2-（5）
		★生活支援員（※7）	2851
		身体障害者福祉工場	2-（5）
		★指導員（※7）	2861
	知的障害者更生施設	精神障害者生活訓練施設	2-（6）
		精神保健福祉士	1191
		精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	2-（6）
		精神保健福祉士	1201
		精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場	2-（6）
		精神保健福祉士	1211
	知的障害者授産施設	精神障害者社会復帰指導員	1212
		精神障害者福祉ホーム	2-（6）
		管理人	1221
		知的障害者更生施設 （入所、通所）	2-（7）
		★生活支援員（※7）	1231
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	2-（7）
		★生活支援員（※7）	1241
		知的障害者通所寮	2-（7）
	障害福祉サービス事業	★生活支援員（※7）	1251
		生活介護を行う施設	1-（28）
		★生活支援員（※7）	1271
		サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	1-（28）
		★生活支援員（※7）	1281
		サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	1-（28）
		★生活支援員（※7）	1291
		就労支援員	1292
		サービス管理責任者	1293
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1294
		★生活支援員（※7）	1301
		サービス管理責任者	1302
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1303
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	1-（28）
		就労定着支援を行う施設	1-（28）
		就労定着支援員	1621
		サービス管理責任者	1622
		自立生活援助を行う施設	1-（28）
		地域生活支援員	1631
		サービス管理責任者	1632
		療養介護を行う施設	2-（32）
		相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設 （身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む）	2-（32）
		相談援助業務を行っている職員	2341

障 害 者 分 野					施設・職種 コード
施 設 種 類				相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障 害 者 総 合 支 援 法	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	重度障害者等包括支援を行う施設	2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設	2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む〕	2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2371
	支 地 域 生 活	身体障害者自立支援を行っている施設	2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設	2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設	2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業を行う施設		1-(29)	相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業を行う施設			相談支援専門員	1601
			1-(30)	相談支援員	1602
	指定相談支援事業を行う施設		2-(35)	相談支援専門員	2871
のぞ みの 園法	独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設「のぞみの園」			相談援助業務を行っている指導員	2301
			2-(15)	相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発 達 障 害 者 支 援 法	発達障害者支援センター			相談支援を担当する職員	2461
			2-(67)	就労支援を担当する職員	2462

注意事項

(※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障害者分野				施設・職種コード
施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	2-(68)	障害者職業カウンセラー	2471
		2-(69)	障害者職業カウンセラー	2481
	地域障害者職業センター	2-(69)	職場適応援助者	2482
		2-(71)	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者雇用支援センター	2-(71)	主任就業支援担当者	2501
		2-(73)	就業支援担当者	2502
		2-(73)	主任職場定着支援担当者	2503
		2-(73)	生活支援担当職員	2504
	障害者就業・生活支援センター	2-(73)	主任就業支援担当者	2501
		2-(73)	就業支援担当者	2502
職業安定法	公共職業安定所	2-(74)	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
		2-(74)	障害学生等雇用サポーター	2982
高次脳機能障害者支援法	高次脳機能障害者支援センター	2-(77)	支援コーディネーター	5411
		2-(77)	支援コーディネーター	5411
その他	知的障害者福祉工場	2-(16)	相談援助業務を行っている指導員	2311
		2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2331
	聴覚障害者情報提供施設	2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2331
		2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2731
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	2-(38)	地域移行推進員	2732
		2-(39)	地域移行推進員	2811
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	2-(39)	地域移行推進員	2812
		2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設	2-(41)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
		2-(70)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
その他	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	2-(72)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921
		2-(72)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地域保健法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514
医療法	病院・診療所 1-(12)	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生活保護法	救護施設 1-(16)	生活指導員	1491
	更生施設 1-(16)	生活指導員	1501
	授産施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
	宿所提供施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所 2-(65)	就労支援員	2931
	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所 2-(66)	支援員	5361
	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所 2-(66)	被保護者就労準備支援担当者	5371
	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所 2-(66)	家計改善支援員	5381
	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所 2-(66)	居住支援員	5391
	日常生活支援住居施設 2-(86)	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援事業を行っている事業所 生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所 2-(63)	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		就労支援準備担当者	2944
		家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	2945
		住まい相談支援員	2946
		子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員	2947

その他の分野			施設・職種 コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471	
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472	
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473	
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474	
		現業員・ケースワーカー	1481	
		家庭児童福祉主事	1482	
		家庭相談員	1483	
		面接相談員	1484	
		女性相談支援員	1485	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
		生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	1489	
		生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	5401	
		生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	5402	
		生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	5403	
	1-(17)			
	隣保館	2-(9)	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会	2-(10)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2621
			相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	2622
		市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	2-(11)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）
	福祉活動専門員			2632
	相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕			2633
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	2-(89)	女性相談支援員	5201
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	1-(18)	相談支援員	1531
			心理支援員	1532
			女性相談支援員	1533
	女性自立支援施設	1-(19)	入所者の自立支援を行う職員	1541

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
母子 保健法	母子健康包括支援センター 2-(79)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設 2-(88)	相談に応ずる職員	5191
並びに 母子及び 婦父子 福祉法	母子・父子福祉センター 1-(22)	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事 収容施設 法	刑事施設 2-(17)	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官(心理)	5013
		福祉専門官	5014
少年 院法	少年院 2-(17)	法務教官	5021
		法務技官(心理)	5022
		福祉専門官	5023
少年 鑑別所 法	少年鑑別所 2-(17)	法務教官	5031
		法務技官(心理)	5032
更生 保護法	地方更生保護委員会 2-(18)	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所 2-(18)	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生 保護事 業法	更生保護施設 2-(19)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁 判 所 法	家庭裁判所 2-(84)	家庭裁判所調査官	5131
犯罪被害者 等給付金の 支給等によ る犯罪被害 者等の支援 に関する 法律	犯罪被害者等早期援助団体 2-(102)	相談業務等を行う者	5421
補 償 働 保 者 險 災 害 法	労災特別介護施設 2-(20)	相談援助業務を行っている指導員	2671
医 難 療 病 の 患 者 に 関 す る 対 法 律	難病相談支援センター 2-(76)	難病相談支援員	5061
の 成 年 後 に 見 関 す る 法 律 利 用	「権利擁護支援の地域連携ネット ワークづくり」において設置される 中核機関 2-(82)	相談援助業務を行っている職員	5141

その他の分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
就業支援事業を行っている施設 〔ひとり親家庭等就業・自立支援事業 実施要綱に基づく事業〕 2-(24)	相談援助業務を行っている相談員	2721
母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(27)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
就業支援専門員配置等事業 2-(28)	就業支援専門員	5051
地域福祉センター 2-(54)	相談援助業務を行っている職員	2681
就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業〕 2-(55)	就労支援員	2951
ひきこもり地域支援センター 2-(56)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
	その他相談援助業務を行っている専任の職員	2752
地域生活定着支援センター 2-(57)	相談援助業務を行っている職員	2761
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2-(58)	相談援助業務を行っている相談員	2691
ホームレス自立支援センター 2-(59)	生活相談指導員	2701
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2961
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971
自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(62)	主任相談支援員	2891
	相談支援員	2892
	就労支援員	2893
	家計相談支援員	2894
地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321
地域若者サポートステーション 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5151
子ども・若者総合相談センター 2-(81)	相談援助業務を行っている職員	5161
官民協働等女性支援事業を行っている事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5331
若年被害女性等支援事業を行う事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5221
厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(103)	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード9999）。
厚生労働大臣の個別認定にあたっては、書類が必要になりますので、事前に電話で連絡してください。

実務経験の個別認定を希望する場合は第1期募集期間のみ受け付けます。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的な精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業)	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) (知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業)		
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) (身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む)	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的なデイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 (知的障害者通所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業)	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業)	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

入学申込書記入例

2027年度 社会福祉士(一般・短期)養成課程入学申込書

0 0 1

記入上の注意

- 1: 黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
- 2: □または―に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
- 3: 濁点は同一枠に記入、促音・拗音は枠内2分の1より下に記入。
- 4: この用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 5: この用紙はWeb出願の方は提出する必要はありません。

パ ジ ヤ マ

受験番号 ※ 本科使用欄

1

西暦 20 26 年 10 月 25 日 現在

本学学部・大学院・通信教育科を修了(卒業)し選考料免除を希望する場合○をつけること。



3

受験区分 2 1:推薦選考 2:一般選考

志望課程 4 3:短期養成課程(9ヶ月) 4:一般養成課程(1年6ヶ月)

志願者

カナ氏名 シャダイ タロウ
漢字氏名 社大 太郎
生年月日 西暦 2 0 0 0 年 0 4 月 1 9 日 性別 1 1:男 2:女 年齢 2 6

現住所

郵便番号 〒 2 0 4 - 8 5 5 5 都道府県コード 1 3
住所1 東京都清瀬市竹丘 3 - 1 - 3 0
住所2
TEL 0 4 2 - 4 9 6 - 3 2 0 0
FAX 0 4 2 - 4 9 6 - 3 2 1 0
携帯 0 9 0 - × × × × - △ △ △ △
E-mail × × × × × @ △ △ △ . c o m

勤務先

名称 特別養護老人ホーム社大の園
所在地 〒 2 0 4 - × × × × 都道府県コード 1 3
東京都清瀬市〇〇〇 - 〇〇
TEL 0 4 2 - 4 9 6 - △ △ △ △
勤務先種別コード 2 0 2 勤務先種別名 特別養護老人ホーム
職種名コード 0 4 職種名 生活相談員

入学要件となる学歴

学校名 竹丘福祉大学
学部学科 福祉学部福祉援助学科

卒業年月 西暦 2 0 2 4 年 0 3 月 修業年限 4 年 実習の必要・不要 0 0:不要 1:必要(240時間) 2:必要(180時間)

その他

入学資格 E 一般養成課程(1年6ヶ月) 短期養成課程(9ヶ月)
A:4年制大学卒業(見込) A:福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業(見込)・実務経験1年以上
B:3年制短期大学等卒業・実務経験1年以上 B:福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験1年以上
C:2年制短期大学等卒業・実務経験2年以上 C:福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験2年以上
D:実務経験4年以上 D:厚生労働大臣の指定する社会福祉士養成機関を修了・実務経験2年以上
E:4年制大学卒業・実務経験1年以上 E:児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所で指導監督を行う所員、知的障害者福祉司等であった期間が4年以上

実務経験年数 (2027年4月1日現在)	実務経験施設等種別	実務経験職種
0 2 年 0 0 ヶ月	特別養護老人ホーム	生活相談員

支払い方法 1:クレジットカード、2:コンビニエンスストア 3:ネットバンキング、4:paypay、pay-easy、ATM、5:郵便局窓口
支払日 2 0 2 6 年 1 0 月 2 4 日

※どちらかに○をつけること。
障がい等による支援の有無について 必要 ○ 不要 支援が必要な場合の具体的な内容 1:車いすスペース 2:手話通訳 3:その他()

入試情報

入学申込書作成時の注意事項

- (1) 黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
- (2) □または _____ に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
- (3) 濁点は同一枠に記入、促音・拗音は枠内 2 分の 1 より下に記入。
- (4) 用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (5) 用紙は Web 出願の方は提出する必要はありません。

- ① 記入日を忘れずに記入してください。
- ② 年齢は 2027 年 4 月 1 日時点の年齢を記入してください。
- ③ 写真の規格等(次の 1)～2)に該当する鮮明な顔写真を貼り付けてください)
 - 1) 受験申込前 6 ヶ月以内
 - 2) カラー写真、履歴書サイズ(4 cm×3 cm)
 - 3) 正面を向き、肩から上、脱帽、マスクを着用しない
 - 4) 両目が開いていて、目がはっきりと見える
 - 5) 写真裏面に氏名を記入
- ④ 氏名は戸籍抄本に記載されている字体で記入してください。(例:渡辺／渡邊)
- ⑤ 数字は 2 ケタで記入してください(例:「1」⇒「01」)
- ⑥ 都道府県コード、勤務先種別コード、職種名コードは 38～39 ページのコード一覧を参照して記入してください。
- ⑦ 試験の結果通知等は、すべて現住所に郵送します。
記入が不正確だと、郵便物が届かずその後の手続き等ができなくなる場合があります。

電話番号はご自宅か携帯電話のいずれか連絡がつく方を必ず記入してください。
FAX はお持ちの場合のみ記入してください。
こちらからお電話でご連絡する可能性がありますので記入漏れのないようにしてください。
- ⑧ メールアドレスはブロック体ではっきりと記入してください。
「0 と o」「1 と i」「l と 9 と q」「- と _」「u と v」といった間違いやすい文字や記号には、
「ゼロ」「オー」などふりがなをふってください。
- ⑨ 勤 務 先 種 別 名 : 具体的な固有名称ではなく、39 ページを参照し、記入してください。
職 種 名 : 具体的な固有名称ではなく、38 ページを参照し、記入してください。
それぞれのコードも同ページを参照し、記入してください。
- ⑩ 修業年限とは、学校の課程において教育する期間(年数)のことです。
(例:四年制大学の場合は「4 年」、二年制の専門学校の場合は「2 年」)
- ⑪ 実務経験年数は 2027 年 4 月 1 日現在の年数を記入してください。

実務経験施設等種別 : 具体的な固有名称ではなく、40～52 ページを参照し、
実務経験に該当する施設・事業種類を記入してください。
実 務 経 験 職 種 : 具体的な固有名称ではなく、40～52 ページを参照し、
実務経験に該当する職種を記入してください。
- ⑫ 障がい等による支援の有無について、必要な方は具体的な内容を記入してください。
また障がいのある方や支援が必要な方は、出願前に必ずお電話等でご相談ください。

実務経験証明書記入例

- ◆ 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。施設等の証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）が作成・証明するものです。
- ◆ 施設等の種類によって、用紙が異なります。以下の指定様式を使用してください。

1.	以下の 2.と 3.以外の施設・事業所・機関
2.	病院・診療所 (指定介護療養型医療施設及び介護医療院の介護支援専門員は、上記 1.を使用してください)
3.	市(区)町村社会福祉協議会 (社協が運営する施設(事業)職員は、上記 1.を使用してください)

【対象者のみ 区分 A～E】

受験番号

※ 本科使用欄

施設・事業所・機関職員用

実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)西暦 2026 年 10 月 20 日

日本社会事業大学通信教育科長 殿

法人の名称	社会福祉法人 社大会	
所在地	〒204-XXXX	
電話番号	000-0000-0000	
代表者	役職	氏名
	理事長	社事 大助
証明書作成者	所属・役職等	氏名
	総務課・主任	社事 大二郎

之会法社
理人会
事社福
印長大社

この実務経験証明書を施設等で作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内・募集要項』を見せ、証明してもらう。この証明用紙と『入学案内・募集要項』を見せ、証明してもらう。

次の者は、以下のとおり、社会福祉士養成課程の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ	シャダイ タロウ	生年月日（西暦）
氏名	社大 太郎	2000 年 4 月 19 日生
施設・事業所・機関の名称	特別養護老人ホーム 社大の園	
施設(事業)等種類	特別養護老人ホーム	施設・職種コード
職種	生活相談員	
雇用形態 該当する方に○を記入	1. 常勤職員 2. 非常勤職員 (1)・(2)の時間数も必ずご記入ください。 L (1) 本人（非常勤雇用時）の1週間の就労時間 () 時間 (2) 常勤職員の1週間の就労時間 () 時間 ※ 就労時間は上記の通り就業規則・雇用契約等で定められている。なお、常勤職員の就労時間は(2)の通り就業規則に定められているため、概ね4分の3以上の就労時間である。	
従業期間	西暦 2025 年 04 月 01 日から 西暦 2026 年 10 月 20 日まで 必要な従業期間を既に満たしている者は、至の日付は記入日をそのまま記入してください。 受験申し込み時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、実務経験として認められません)。	

1 証明された内容に虚偽又は不正が判明した場合、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第二号の定めにより社会福祉士登録の取り消しとなりますのでご注意ください。

2 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後、実務経験証明書を改めて提出してください。
必要な従業期間を満たした実務経験証明書を期日までに提出されない場合は、出願資格を満たさなかったものとして、入学取消となります。

3 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。
証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

4 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

出願される方へ

- (1) 1ヶ所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算(合算)することで出願資格を満たせば出願することができます。この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となりますので、様式をコピーして作成してください。
- (2) 施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別にお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ずこの「入学案内・募集要項」の実務経験証明書の作成に必要な部分(出願資格、指定施設における相談援助業務の範囲及びこのページ)を提示してください。
- (4) 入学申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を必ず提出してください(30～34 ページ参照)(※外国籍の方は住民票)。

施設・事業所・機関の方へ(証明書作成時の注意事項)

- (1) 「指定施設における相談援助業務の範囲」(40～52 ページ)を参照し、間違いがないように作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、証明書として認められません。
- (2) 出願時(証明書作成時)に出願資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください(例えば 2027 年 3 月 31 日に受験資格を満たす予定がある場合は、2027 年 3 月 31 日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください)。
実務経験証明書を見込みで作成した場合は、入学後に確定した証明書を再交付してください(こちらが指定した期日までに提出がない場合、入学取り消しとなります)。
- (3) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (4) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、このコピーを保存してください。
- (5) 不実・錯誤した内容を記載した場合、出願を無効とします。また証明権限を有する代表者はその顛末を報告しなければなりません。
- (6) 消せるボールペンや鉛筆等は使用しないでください。

- ① 忘れずに記入してください。
- ② ゴム印可。
※ 自己証明による実務経験証明書は認められません、他の証明権限を有する方に証明してもらう必要があります。
ただし、他に証明権限を有する方がいない場合に限り、自身が代表者であることを証明する書類として、法人の登記簿謄本(登録事項証明書)の原本を、実務経験証明書に添付してください。
- ③ 証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
- ④ 実際に当該証明書を作成した方(事務長、事務担当者等)が記名してください。
- ⑤ 氏 名 : 結婚等で現在の姓と異なる場合は、原則として現在の姓を記入してください。
(出願時の氏名と異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)が必要です。)
生年月日 : 西暦で記入してください。
- ⑥ 出願者の所属する施設・事業所・機関名を記入してください。(法人名ではありません。)
- ⑦ 施設(事業)等種類: 具体的な固有名称ではなく、40～52 ページを参照し、記載のとおり、施設・事業等の種類を記入してください。
職 種: 40～52 ページを参照し記載のとおり、出願者が辞令交付されている出願資格に該当する職名を記入してください。
施設・職種コード: 40～52 ページを参照し、施設・職種コード(4 ケタ)を記入してください。
- ⑧ 実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。
証明書作成時に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください。(2027 年 3 月 31 日まで算定可能です。)

基礎科目履修証明書記入例

入試情報

【短期養成課程 区分A～C】

受験番号

※本科使用欄

2009年4月1日から2021年3月までの入学者に適用の基礎科目

社会福祉士基礎科目履修(見込)証明書

【基礎科目】改正前の社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)

フリガナシャダイ タロウ氏名社大 太郎学部・学科・コース社会福祉学部 福祉援助学科2000 年 4 月 19 日 生入学年月(西暦)2019 年 4 月卒業(見込)年月(西暦)2023 年 3 月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	単位数
1	人体の構造と機能及び疾病	履修	医学概論	2
	心理学理論と心理的支援	履修		2
	社会理論と社会システム	履修		
2	社会調査の基礎	履修	社会調査Ⅰ	2
3	相談援助の基盤と専門職	履修		2
4	福祉行財政と福祉計画	履修		2
5	福祉サービスの組織と経営	履修		2
6	社会保障	履修		2
7	高齢者に対する支援と介護保険制度	履修		2
8	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		2
9	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	履修		2
10	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		2
11	保健医療サービス	履修		2
12	就労支援サービス	履修	雇用政策論	2
	権利擁護と成年後見制度	履修		
	更生保護制度	履修		2

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 上記基礎科目の「1」及び「12」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を修めて卒業したことを証明します。
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

(西暦)2026年 9月 10日

所在地 東京都清瀬市竹丘〇-〇-〇
大学等名 竹丘福祉大学
大学等代表者氏名 竹丘 五郎

竹丘福祉
大学学長
之 印

出願される方へ

入学申込書と本証明書の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を必ず提出してください(各課程の出願書類一覧を参考にしてください)(※外国籍の方は住民票)。

証明書作成時の注意事項

- (1) 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、証明書として無効です。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- (3) 証明書は、小封筒に厳封しないでください。

《大学等において、パソコン等により証明書を作成する場合》

- (1) 「履修状況」欄について、履修している科目は「履修」と印字し、履修していない科目は印字しないで空欄として差し支えありません。
- (2) 基礎科目の「1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム」及び「12 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度」については、履修している、履修していないにかかわらず、それぞれ3科目分の欄を必ず3行で作成してください。

①

氏 名 : フリガナを忘れずに記入してください。
 生年月日 : 西暦を使用して記入してください。
 学部・学科 : 在籍する(した)学部・学科の名称を記入してください。

②

年度ではなく、卒業した(または卒業見込の)年月を記入してください。
 (例えば、来春卒業する方は「2027年3月」(卒業見込)となります。)
 また、西暦を使用してください。

③

履修した(履修する見込を含む)科目: 「履修」の文字を○で囲んでください。
 履 修 し て い な い 科 目 : 「履修」の文字を二重線で消してください。

④

大学等において開講している科目名の名称等が「基礎科目」と異なる場合には、その開講科目名を記入してください。
 「基礎科目」一科目に対して複数の開講科目で読み替えている場合、対応する科目の枠内に記入し、原則、2科目以降は科目ごとに枠内で改行してください。ただし、枠内に収まらない場合は、科目間を「&」でつないでください。
 開講科目名が「指定科目」と同一である場合は、この欄には何も記入しません。
 開講科目名が異なる場合は、厚生労働省の読替通知「指定科目等の読替の範囲」に定められている科目名と、大学等が個別に厚生労働省の読替認定を受けた科目名に限ります。これ以外の場合で、開講科目名が、指定科目と一文字でも異なる場合は、厚生労働省へ個別に科目の読替認定手続きを行う必要があります。

⑤

大学等において、個別に読替認定を受けた科目について、その「読替認定通知の日付及び文書番号」を記入してください。
 厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば、「読替通知の範囲」と記入してください。

⑥

証明事項の「☐修めて卒業した」「☐修めて卒業する見込みである」は、いずれか該当する方にレ点でチェックしてください。

⑦

証明権限を有する学校長等の印を使用してください。

2027年度 社会福祉士(一般・短期)養成課程入学申込書

0 0 1

記入上の注意

- 1:黒色ボールペンを使用し、左詰めで記入してください。
- 2:□または_____に該当数字または文字をハッキリ記入してください。
- 3:濁点は同一枠に記入、促音・拗音は枠内2分の1より下に記入。
- 4:この用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 5:この用紙はWeb出願の方は提出する必要はありません。

パ ジ ャ マ

受験番号 ※ 本科使用欄

西暦 年 月 日 現在

本学学部・大学院・通信教育科を修了(卒業)し選考料免除を希望する場合○をつけること。

受験区分 1:推薦選考 2:一般選考

志望課程 3:短期養成課程(9ヶ月) 4:一般養成課程(1年6ヶ月)

写真貼付欄 1.上半身、正面、脱帽、背景なし 2.出願日3ヶ月以内撮影のもの 3.写真裏面に氏名を明記 4cm×3cm

志願者

カナ氏名 漢字氏名 旧姓 生年月日 西暦 年 月 日 性別 1:男 2:女 年齢

現住所

郵便番号 都道府県コード 住所1 住所2 TEL FAX 携帯 E-mail

現在の勤務先

名称 所在地 都道府県コード TEL 勤務先種別コード 職種名コード 勤務先種別名 職種名 右記の勤務形態はどちらかに○をつけること。 常勤 非常勤

入学要件となる学歴

学校名 学部学科 卒業年月 西暦 年 月 修業年限 年 実習の必要・不要 0:不要 1:必要(240時間) 2:必要(180時間)

その他

入学資格 一般養成課程(1年6ヶ月) 短期養成課程(9ヶ月) A:4年制大学卒業(見込) B:3年制短期大学等卒業・実務経験1年以上 C:2年制短期大学等卒業・実務経験2年以上 D:実務経験4年以上 E:4年制大学卒業・実務経験1年以上 A:福祉系4年制大学等において基礎科目を修めて卒業(見込)・実務経験1年以上 B:福祉系3年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験1年以上 C:福祉系2年制短期大学等において基礎科目を修めて卒業(夜間・通信課程を除く)・実務経験2年以上 D:厚生労働大臣の指定する社会福祉主事養成機関を修了・実務経験2年以上 E:児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所指導監査を行う所員、知的障害者福祉司等であった期間が4年以上 実務経験年数(2027年4月1日現在) 実務経験施設等種別 実務経験職種

支払い方法 1:クレジットカード、2:コンビニエンスストア、3:ネットバンキング、4:paypay、pay-easy、ATM、5:郵便局窓口 支払日 どちらかに○をつけること。 障がい等による支援の有無について 必要 不要 支援が必要な場合の具体的な内容 1:車いすスペース 2:手話通訳 3:その他

職 歴									
就業期間						勤務先		職種	
西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	
西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	
西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	

出願時アンケート

以下の質問の該当する項目の数字を1つだけ選び、○をつけてください。本アンケートの結果は、本科の今後の広報活動においての貴重な資料とさせていただきます。記載いただいた内容は入学者選考には一切影響しませんので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q1. 本科をはじめて知ったきっかけを教えてください。

- 雑誌（ライオンズファンブック、婦人之友等）
- 同窓会会報
- 地域の図書館（埼玉県・大阪府）
- 厚生労働省委託オンライン総合研修の案内
- TVer（ティーバー）広告
- Spotify（スポティファイ）広告
- ラジオ広告
- ダイレクトメール・チラシ
- 本科からのメール配信
- 「福ナビ」バナー広告
- インターネットの広告
- インターネットの検索（通信教育科ホームページ）

【 】に検索したワードをご記入ください。【_____】

- 電車の広告
- 駅看板・駅広告
- 近隣居住
- 家族・知人からの紹介
- 職場からの紹介
- 出身校からの紹介
- 本学卒業生・修了生からの紹介
- 本学の修了生（通信・学部）
- その他 【 】に詳しくご記入ください。【_____】

Q2. 入学案内・募集要項の入手方法を教えてください。

- 通信教育科ホームページから請求した
- 本科の説明会に参加して、入手した
- 本科の窓口に行き、入手した
- 本科へTELまたはFAXで請求した
- 本科へはがきで請求した
- その他 【 】に詳しくご記入ください。【_____】

ご協力ありがとうございました。

【推薦選考 区分 A ～ E】

受験番号

※ 本科使用欄

評価

A

B

C

D

※ 本科使用欄

推 薦 書

(推薦書作成日)西暦

年

月

日

日本社会事業大学通信教育科長 殿

法人の名称			職 印
所在地			
電話番号			
代表者	役職	氏名	

下記の者は、日本社会事業大学通信教育科 社会福祉士養成課程の学生として適格であり、入学後も推薦にふさわしい能力を発揮できる者であることを認め、責任をもって推薦いたします。

フリガナ		生年月日（西暦）
氏名		年 月 日 生
実践内容	相談援助についての実践内容を <u>具体的に</u> 記入してください。	
推薦理由	社会福祉についての業績、人物、技能等についての推薦理由を記入してください。	

※ 実践内容・推薦理由は「実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）」の代表者が自筆で作成してください。

※ 証明権限を有する代表者の職印を押印し、訂正の際も同一の印を使用してください。

※ 推薦選考で合格した場合、理由のいかんにかかわらず辞退することができません。

施設・事業所・機関職員用

実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)西暦

年

月

日

日本社会事業大学通信教育科長 殿

この実務経験証明書を施設等で作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内・募集要項』を見せて証明してもらうてください。

法人の名称											職 印
所在地	〒				—						
電話番号	— —										
代表者	役職					氏名					
証明書作成者	所属・役職等					氏名					

次の者は、以下のとおり、社会福祉士養成課程の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に従事し、実務経験を有することを証明します。

フリガナ											生年月日（西暦）			
氏名											年	月	日	生
施設・事業所・機関の名称														
施設（事業）等種類											施設・職種コード			
職種														
雇用形態 該当する方に○を記入	1. 常勤職員													
	2. 非常勤職員 (1)・(2)の時間数も必ずご記入ください。 ↳ (1) 本人（非常勤雇用時）の1週間の就労時間 () 時間 (2) 常勤職員の1週間の就労時間 () 時間 ※ 就労時間は上記の通り就業規則・雇用契約等で定められている。なお、常勤職員の就労時間は(2)の通り就業規則に定められているため、概ね4分の3以上の就労時間である。													
従業期間	西暦						年				月			日から
	西暦						年				月			日まで
	必要な従業期間を既に満たしている者は、至の日付は記入日をそのまま記入してください。 受験申し込み時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、実務経験として認められません)。													

- 証明された内容に虚偽又は不正が判明した場合、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第二号の定めにより社会福祉士登録の取り消しとなりますのでご注意ください。
- 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後、実務経験証明書を改めて提出してください。
必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、出願資格を満たさなかったものとして、入学取消となります。
- 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。
証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

病院・診療所職員用

実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)西暦 年 月 日

日本社会事業大学通信教育科長 殿

法人の名称			職 印
所在地	〒 ー		
電話番号	ー		
代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	

次の者は、以下のとおり当病院・診療所において、下記のAからEまでの社会福祉士養成課程の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に従事した(従事する見込みである)ことを証明します。

業 務 内 容 (退院後生活環境相談員以外の相談員の方は、次のAからEまでの業務をすべて行っていることが必要です)

A 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助

I 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助

ウ 患者の社会復帰に係る相談援助

E 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

フリガナ			生年月日 (西暦)			
氏名			年 月 日 生			
医療機関の名称						
医療機関種類 該当する方に○を記入	1. 病院		2. 診療所		施設・職種コード	
職種			1	5	2	
雇用形態 該当する方に○を記入	1. 常勤職員					
	2. 非常勤職員 (1)・(2)の時間数も必ずご記入ください。					
	L (1) 本人 (非常勤雇用時) の1週間の就労時間 () 時間					
	(2) 常勤職員の1週間の就労時間 () 時間					
	※ 就労時間は上記の通り就業規則・雇用契約等で定められている。なお、常勤職員の就労時間は(2)の通り就業規則に定められているため、概ね4分の3以上の就労時間である。					
従業期間	西暦				年	月 日から
	西暦				年	月 日まで
	必要な従業期間を既に満たしている者は、至の日付は記入日をそのまま記入してください。 受験申し込み時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、実務経験として認められません)。					

この実務経験証明書を施設等で作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内・募集要項』を見せて証明してもらうてください。

- 証明された内容に虚偽又は不正が判明した場合、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第二号の定めにより社会福祉士登録の取り消しとなりますのでご注意ください。
- 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後、実務経験証明書を改めて提出してください。
必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、出願資格を満たさなかったものとして、入学取消となります。
- 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。
証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日)西暦

年

月

日

日本社会事業大学通信教育科長 殿

この実務経験証明書を施設等で作成してもらう時は、この証明用紙と『入学案内・募集要項』を見せて証明してもらうてください。

法人の名称			職 印
所在地	〒		
電話番号	— —		
代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、下記の内容の社会福祉士養成課程の入学・実習免除に必要な相談援助の業務に従事した(従事する見込みである)ことを証明します。

業 務 内 容

主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

フリガナ			生年月日 (西暦)			
氏名			年 月 日 生			
社会福祉協議会の名称						
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会				施設・職種コード	
職種					2	6 3
雇用形態 該当する方に○を記入	1. 常勤職員					
	2. 非常勤職員 (1)・(2)の時間数も必ずご記入ください。 ↳ (1) 本人(非常勤雇用時)の1週間の就労時間 () 時間 (2) 常勤職員の1週間の就労時間 () 時間 ※ 就労時間は上記の通り就業規則・雇用契約等で定められている。なお、常勤職員の就労時間は(2)の通り就業規則に定められているため、概ね4分の3以上の就労時間である。					
従業期間	西暦				年	月 日 から
	西暦				年	月 日 まで
	必要な従業期間を既に満たしている者は、至の日付は記入日をそのまま記入してください。 受験申し込み時に受験に必要な従業期間に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、実務経験として認められません)。					

- 証明された内容に虚偽又は不正が判明した場合、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第二号の定めにより社会福祉士登録の取り消しとなりますのでご注意ください。
- 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後、実務経験証明書を改めて提出してください。
必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、入学要件を満たさなかったものとして、入学取消となります。
- 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。
証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。

【短期養成課程 区分A～C】

受験番号

※本科使用欄

2021年4月1日入学者から適用の基礎科目

社会福祉士基礎科目履修(見込)証明書

【基礎科目】社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)

フリガナ			生年月日(西暦)
氏名			年 月 日 生
学部・学科・コース			
入学年月(西暦)	年 月	卒業(見込)年月(西暦)	年 月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	単位数
1	医学概論	履修		
2	心理学と心理的支援	履修		
3	社会学と社会システム	履修		
4	社会保障	履修		
5	権利擁護を支える法制度	履修		
6	高齢者福祉	履修		
7	障害者福祉	履修		
8	児童・家庭福祉	履修		
9	貧困に対する支援	履修		
10	保健医療と福祉	履修		
11	刑事司法と福祉	履修		
12	ソーシャルワークの基盤と専門職	履修		
13	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	履修		
14	社会福祉調査の基礎	履修		
15	福祉サービスの組織と経営	履修		
16	ソーシャルワーク演習	履修		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

(西暦) 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

【短期養成課程 区分 A ～ C】

受験番号

※ 本科使用欄

2009年4月1日から2021年3月までの入学者に適用の基礎科目

社会福祉士基礎科目履修(見込)証明書

【基礎科目】改正前の社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)

フリガナ			生年月日(西暦)
氏名			年 月 日 生
学部・学科・コース			
入学年月(西暦)	年 月	卒業(見込)年月(西暦)	年 月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	単位数
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	社会調査の基礎	履修		
3	相談援助の基盤と専門職	履修		
4	福祉行財政と福祉計画	履修		
5	福祉サービスの組織と経営	履修		
6	社会保障	履修		
7	高齢者に対する支援と介護保険制度	履修		
8	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
9	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	履修		
10	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
11	保健医療サービス	履修		
12	就労支援サービス	履修		
	権利擁護と成年後見制度	履修		
	更生保護制度	履修		

(注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。

履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。

2 上記基礎科目の「1」及び「12」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェックしてください)

(西暦) 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

【短期養成課程 区分 A～C】

受験番号

※ 本科使用欄

2009年3月までの入学者に適用の基礎科目

社会福祉士基礎科目履修証明書

【基礎科目】社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目(昭和62年厚生省告示第201号)

フリガナ			生年月日（西暦）
氏名			年　　月　　日　生
学部・学科・コース			
入学年月(西暦)	年　　月	卒業年月(西暦)	年　　月

	基 礎 科 目	履修 状況	大学等において基礎科目を 読み替えている開講科目名	単位数
1	社会福祉原論	履修		
2	老人福祉論	履修		
3	障害者福祉論	履修		
4	児童福祉論	履修		
5	社会保障論	履修		
	公的扶助論	履修		
	地域福祉論	履修		
6	心理学	履修		
	社会学	履修		
	法学	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した（履修する見込みを含む）科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
- 2 上記基礎科目の「5」及び「6」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。
- 3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の施行以前に入学された方は対象となりません。

上記の者は、当大学等において、**上記基礎科目を修めて卒業した**ことを証明します。

(西暦) 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

【一般選考 一般養成課程：区分A】

実習生個人票

学籍番号

※ 本科使用欄

受験番号

※ 本科使用欄

(作成日)西暦

年 月 日

※ 訂正時は二重線を引き訂正印を押印する。

フリガナ				男 女	<div>写真を貼る位置</div> <div>1. 縦 36～40mm 横 24～30mm 2. 3ヶ月以内に撮影 3. 本人単身胸から上 4. 裏面のりづけ 5. 裏面に氏名記入</div>							
氏名												
生年月日	西暦	年	月	日		生 (満 歳)						
現住所	〒					－						
	自宅	()										
	携帯	()										
	最寄り駅	線 駅										
現住所以外で 実習を 希望する場合 の住所 例:実習だけは 実家の近くを 希望する 等	〒				－							
	電話	()										
	携帯	()										
	最寄り駅	線 駅										
現在の 勤務先	名 称				職 種							
	所 在 地	〒				－					電話 ()	
最終学歴					西暦	年	月	入学				
					西暦	年	月	在学中 卒業				
主な職歴	名 称				職 種				西暦	年	月	入職
	名 称				職 種				西暦	年	月	退職
	名 称				職 種				西暦	年	月	入職
	名 称				職 種				西暦	年	月	退職
社会福祉士 資格の取得 を希望する 動機												
免許・資格					趣味・特技							
実習実施上 必要な配慮	※ 障がいや病気・アレルギー等による配慮事項のみ。仕事等の自己都合不可。											

実習配属調査票

学籍番号	※ 本科使用欄
受験番号	※ 本科使用欄

(作成日)西暦					年			月			日
---------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

※ 実習以外の目的で使用いたしません。

フリガナ		男 ・ 女	生年月日	西暦 年 月 日
氏名				
現住所	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>			
	自宅	()		
	携帯	()		
	最寄り駅	線	駅	バス・自転車・徒歩 分
	他の利用可能駅	線	駅	バス・自転車・徒歩 分
現住所以外で 実習を 希望する場合 の住所 <small>例:実習だけは 実家の近くを 希望する 等</small>	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>			
	電話	()		
	携帯	()		
	最寄り駅	線	駅	バス・自転車・徒歩 分
	他の利用可能駅	線	駅	バス・自転車・徒歩 分
【社会福祉について関心のある分野となぜそれに関心をもっているかについて書くこと】				
【福祉分野の仕事に従事したことやボランティア体験等があれば書くこと】				
【ソーシャルワーク実習及び実習指導について特別に配慮を要する事情があれば記入すること】 心身状態に関する特別な事情(障がい等も含む)				
ソーシャルワーク実習Ⅱ(180時間)の実習日程の分割を希望する理由 (必ずしも希望通りにはなりませんが、理由を記入してください)				
【東京・埼玉・千葉・神奈川以外に在住の実習生の実習配属先について、該当者は下記の内いずれかに○を記入すること】 実習先について A. 自宅より通える範囲が望ましい B. 県外での宿泊実習でも構わない				
その他(自由記述)				

郵便局窓口
に出して
ください。

〒 204-8555

東京都 清瀬市 竹丘 三丁目1番30号

日本社会事業大学通信教育科

社会福祉士養成課程

御中

選考方法 (該当の番号に○を記入する)	1	Web出願 推薦選考	3	手書き書類のみによる出願 推薦選考
	2	Web出願 一般選考	4	手書き書類のみによる出願 一般選考
出願課程 (該当の番号に○を記入する)	① 社会福祉士一般養成課程			
	② 社会福祉士短期養成課程			
ふりがな				
氏名				
住所	〒 -			

簡
易
書
留

封入する前に、次の書類を必ず確認してください。

社会福祉士養成課程 出願書類チェックリスト

書類	一般養成課程		短期養成課程		本人 チェック	本科 使用欄
	推薦選考	一般選考	推薦選考	一般選考		
入学申込書	○	○	○	○		
志望動機書	○	○	○	○		
小論文	-	○	-	○		
推薦書	○	-	○	-		
実務経験証明書	○	△	○	○		
基礎科目履修(見込)証明書	-	-	△	△		
実習生個人票	-	△	-	-		
実習配属調査票	-	△	-	-		
出身大学・短期大学の卒業証明書	△	△	△	△		
入学選考料免除用の卒業(修了)証明書※	△	△	△	△		
社会福祉主事養成機関修了証明書※	-	-	△	△		
精神保健福祉士の実習、 介護福祉士の実習履修証明書	-	△	-	-		
戸籍抄本	△	△	△	△		

○は必須、△は該当者のみ、-は不要

※本科の修了生は1通の提出で入学選考料が免除となります。

(注意) 出願書類は、個人別に送付してください。

その際、必ず簡易書留で送付すること。

入学申込締切日の消印のものは有効ですが、

その後の消印のものは受け付けいたしません。

簡易書留引受番号

【封筒貼付用シート】

学習・授業等に関する Q&A

Q. どのような方が受講しているのですか。

A. 20歳代から60歳代の様々な職種に就いている方、あるいはご経験をもっている方が入学しています。北海道から沖縄まで全国各地にお住いの方が入学しています。

Q. 「実習施設一覧」以外の自分の知っている施設で実習を受けることができますか。

A. 本課程の指定実習施設以外の施設では、実習できません。また自分で実習施設や施設種別を選択することはできません。実習施設や種別については、受講生の居住地を考慮した上で、2027年度実習受け入れについて承諾された施設と、本課程との協議により決定いたします。ただし、実習が必要な方の地域に実習施設がない場合は、新たに本課程が実習施設を開拓する場合があります。

Q. 仕事の都合上、まとめて休みをとることが難しいのですが、週末や、週2～3日程度等、自分の都合で実習日を設定することはできますか。

A. 実習日程については、実習先との協議により日程を確定しています。また、入学以前に、土日を除く31日間以上の実習日の確保について、ご自分の職場に交渉しておくなど、実習に向けての環境を整備しておく必要があります。また、実習中の出勤は原則禁止としております。

Q. 実務経験の範囲は？

A. 実務経験は、福祉に関する相談援助業務としてのその業務の範囲は、法令に規定されています。詳しくは、40～52ページの『指定施設における相談援助業務の範囲』をご覧ください。

Q. 情報保障について

A. 情報保障は、原則、本課程の予算内での一部助成となりますので手話通訳者の賃金等の実費をご負担いただくことがあります。また、スクーリングの科目のみ助成対象で、国家試験対策講座や学習会は対象外となります。なお、スクーリング科目とは、履修学生が全て受講しなければ修了認定されない必修科目を指します。

Q. 動画配信による授業はありますか。

A. 本学通信教育科では、原則、動画配信による授業はありません。授業は、教科書による学習をもとにしたレポート添削指導およびスクーリングにより行われます。教科書を理解した上で問いに対して自分の言葉で答えること、そして受講生同士がグループワークを通じて学び合うことは、受講生が主体的に学ぶ姿勢を身に着けることにも繋がります。これらの授業で培われる「自ら学ぶ力」は、国家試験の受験勉強を進めていく力にもなります。

その他の Q&A についてはホームページご紹介しています。

https://www.jcsw.ac.jp/admissions/faq_tsushin/（右の二次元バーコードから閲覧可）



ご不明点がございましたら日本社会事業大学通信教育科へお電話でお問い合わせください。

《個人情報の利用目的について》

本課程の入学試験のために出願書類として提出された、氏名・住所等の個人情報については、入学者の選抜、入学者の学籍管理、統計的資料の作成及びお問い合わせの際の本人確認を行うために利用します。

お問い合わせ・お申し込み

日本社会事業大学通信教育科
社会福祉士養成課程



🔍 日本社会事業大学 通信 ×

<https://tsushin.jcsw.ac.jp/>

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30
TEL 042-496-3200 FAX 042-496-3210